

# 法科大学院認証評価

## 自己評価書

香川大学大学院

香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻

平成24年6月

香川大学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	22
	第4章 成績評価及び修了認定	30
	第5章 教育内容等の改善措置	41
	第6章 入学者選抜等	44
	第7章 学生の支援体制	53
	第8章 教員組織	60
	第9章 管理運営等	68
	第10章 施設、設備及び図書館等	73
	第11章 自己点検及び評価等	78

## I 現況及び特徴

### 1 現況

#### (1) 法科大学院（研究科・専攻）名

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻（専門職学位課程）

#### (2) 所在地

香川県高松市

#### (3) 学生数及び教員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）

学生数：35 人

教員数：19 人（うち実務家教員 6 人）

### 2 特徴

(1) 本法科大学院は、司法改革の一環として設けられた法曹養成の中核機関である法科大学院制度の趣旨に従い、四国各界の支援を背景にして、香川大学と愛媛大学とが連合して設置した法科大学院である。

本法科大学院の設置は、司法改革の理念に沿った法曹の養成とともに法科大学院の適正な配置が必要であるという考えに基づくものである。地域におけるリーガル・サービスの需要に応じ、四国地域住民の法曹教育を受ける機会を広げ、地域に根ざし地域で活躍する法曹を養成することが必要であり、また、四国地域の法曹に法学研修の機会を提供することも必要であるからである。

四国は、弁護士の数が少ない。全体としても、四国の住民は法的紛争の解決についてリーガル・サービスを受ける機会が少なく、裁判を受ける権利の実質的保障が十分とはいえない。四国に設置された法科大学院において法曹養成教育が行われてこそ、地域に根ざした弁護士が増え、四国及び全国の弁護士過疎の問題が解消され、住民の生活が法的に支えられる保障が高まると思われる。

(2) 本法科大学院は、設置に際して、四国の諸団体の強い支援を受けた。

もともと香川大学は法学部に、愛媛大学は法文学部に多数の法学系研究者教員を擁し、法学教育の経験を蓄積していた。両大学は、それぞれの学部を中心に設置の準備を進めた。

四国各県弁護士会、住民、地方自治体、地域・経済団体等が四国における法科大学院の設置を強く要望した。とりわけ弁護士会の支援は厚く、平成 13 年からは設置に関する協議会が、四国弁護士会連合会の主宰により開かれた。さらに、平成 14 年から四国国立大学協議会のもとで、大学間の調整が行われた。

これらの検討結果を踏まえて、両大学による連合形態

の法科大学院を設置する合意が平成 15 年に成立し、平成 16 年の設置に至った。香川大学の所在地に高松高等裁判所、高松高等検察庁及び四国弁護士会連合会事務局が置かれており、これらの関係機関との連携を円滑に行うべきことを考慮して、基幹校を香川大学とした。

(3) 本法科大学院は、地域の関係機関と連携して、親身に地域住民の生活を支える法曹の養成を目指している。そのために、たとえば四国弁護士会連合会に設けられた法科大学院支援委員会の支援を受けて、授業参観を踏まえた弁護士と教員との意見交換、学生が陪席する無料法律相談会等を実施している。

また、四国弁護士会連合会等関係諸団体及び個人を会員とする「四国ロースクール後援会」が平成 17 年に組織され、本法科大学院はその支援を受けている。

(4) 本法科大学院の教育は、香川大学と愛媛大学の人的及び物的資源を背景にしている。

第一に、設置基準上必要な教員を超える数の専任教員を有し、互いに気心を知り合うことのできる少人数の学生一人ひとりに対して、丁寧な教育を行っている。

第二に、授業は通常香川大学で実施しているが、夏季休業期には、愛媛大学の先端研究の成果を活用し、また、愛媛弁護士会の支援を得て、一部の選択必修科目の授業を愛媛大学で行っている。必要なときには、IT 教育機器によって愛媛大学との間で遠隔授業や学生との質疑応答等を行って、授業を臨時的・補助的に支えるようにしている。

第三に、所在地が四国経済の中心に位置することと、豊島産業廃棄物不法投棄事件や愛媛大学の沿岸環境科学研究センターの研究成果等の素材を基盤にして、ビジネス分野と環境法分野の教育を充実させている。

## Ⅱ 目的

1 本法科大学院は、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」(法科大学院の設置基準等について(答申))の資質を備えた法曹を養成することを基本理念とする。司法試験及び司法修習と有機的に連携した「プロセス」としての法曹養成の中核的な教育機関として、公平性、開放性、多様性を旨とし、専門的な法知識に関する批判的創造的視点と幅広い視野を身につけることに特に留意しつつ、理論と実務を架橋する教育を行う。

本法科大学院はかかる法曹養成の基本理念のもとに、豊かな人間性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力等を基礎に、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指し、十分な職業倫理を身につけ「親身に地域住民の生活を支える法曹」を養成することを、教育の理念とし目標とする。さらに、地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹を目指す学生に対して、その要望に積極的に応えられる教育を提供する。

2 これらの教育の理念及び目標は、教職員及び学生に周知され、かつ、広く社会に公表されており、以下の方策により、その達成が図られている。

(1) 入学者選抜において公平性及び開放性を確保し、多様な知識又は経験を有する者を入学させている。それとともに、本法科大学院の理念及び目標に沿ったアドミッション・ポリシーに従って入学者選抜を実施し、資質の高い豊かな感性を持つ者を入学させている。

(2) 法曹養成の基本理念に則り多様で豊かな知識と経験を備え法的考察力を有する法曹を養成すべく、体系的・段階的なカリキュラムにより理論的かつ実践的な教育を行っている。

法学未修者は、主に1年次において基礎科目群及び基礎演習科目群科目の履修により、法的なものの考え方と基本的な知識を養う。2年次と3年次において、法律基本科目に属する基幹科目群及び総合演習科目群科目並びに実務基礎科目群科目の履修により、実践力と応用能力を養成し、幅広い思考力を身につける。それとともに、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群科目の履修により、多様な知識・視野や洞察力を養う。法学既修者は、法学未修者の2・3年次履修科目とほぼ同じ科目を履修する。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指す意志とそれに必要な能力は、すべての教育を通じて育てるよう留意し、法曹が持つべき職業倫理は、実務基礎科目群科目により修得させている。

(3) 「親身に地域住民の生活を支える法曹の養成」を実現するために、香川大学と愛媛大学とが連合して設置運営しており、互いに気心を知り合うことのできる少数数の学生を、地域の住民・関係機関と連携して、手厚く丁寧な指導によって教育している。教員は授業に意欲的に取り組み、FD活動等によって、教育内容・方法及び学生の学習・到達状況等について認識を共有化して絶えず改善に努め、学生の自学自習を積極的に支援している。1年中24時間の使用が可能な自習室や香川大学法科大学院教育研究支援システム(以下、「TKC」という。)を備え、学生の学習環境についても十分に配慮している。

(4) 地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹を目指す学生のためには、展開・先端科目群に関係科目を開設し、特に特別履修モデルを示して履修を推奨している。

## 第1章 教育の理念及び目標

### 1 基準ごとの分析

#### 1-1 教育の理念及び目標

##### 基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

#### (1) 本法科大学院の教育の理念及び目標

##### (ア) 親身に地域住民の生活を支える法曹の養成

法曹に求められる資質は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的分野や外国法の知見、国際的視野等である。法科大学院は、このような資質を備えた法曹を養成することを基本理念として、司法試験・司法修習と有機的に連携させて理論と実務を架橋する教育を行う機関である。その教育においては、公平性・開放性・多様性を旨とし、専門的な法知識に関する批判的創造的視点と幅広い視野を身につけることが特に求められている。

本法科大学院は、このような法曹養成の基本理念のもとに、豊かな人間性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力等を基礎に、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指し、十分な職業倫理を身につけ、「親身に地域住民の生活を支える法曹」を養成することを、教育の理念とし目標とする。

本法科大学院は、香川大学及び愛媛大学が連合して設置した四国で唯一の法科大学院であり、両大学の人的、物的資源を背景にした法曹養成を行っている。弁護士の数が少ない四国では、住民の裁判を受ける権利の実質的な保障が十分とはいえない。四国及び全国の隅々まで、国民の裁判を受ける権利が実質的に保障されるために、その問題を抱え強く認識できる四国においてこそ、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指し、十分な職業倫理を身につけ、親身になって地域住民の生活を支える法曹を養成することが必要である。

そのために、互いに気心を知り合うことのできる少人数の学生を、地域の住民・関係機関と連携して、手厚く丁寧な指導によって教育し、地域に親しみ活躍する法曹を数多く養成する。

##### (イ) 地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹の養成

本法科大学院は、さらに、地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹を目指す学生に対して、その要望に積極的に応えられる教育を提供する。

経済のグローバル化が進み、経済活動に法律の根拠が強く求められる中、地域経済活動を支えるためには、四国でもビジネスローに精通した法曹が活躍することが必要である。本法科大学院の所在地である高松市は、四国経済の中心であり、ビジネスローの教育に好適な素材を有する。この素材と香川大学の人的資源を活用して、地域経済活動を支える法曹を養成する。

本法科大学院は、多島景観美を有した瀬戸内海に面して立地している。瀬戸内海においては汚濁と景観破壊が進行し環境保全の行動が求められているため、環境保全を推進する法曹の養成も本法科大学院の重要な使命である。香川大学では豊島産業廃棄物処理問題等の環境法教育の素材を有し、愛媛大学では瀬戸内海の環境保全に関する学際的な研究を行う沿岸環境科学研究センターを背景にして、環境法の教育を効果的に行うことができる。本法科大学院は香川大学と愛媛大学の教育研究の実績を生かして、環境保全活動を推進する法曹を養成する。【解釈指針1-1-1-1】

## (2) 本法科大学院の教育の理念及び目標の周知・公表

このような本法科大学院の教育の理念及び目標は、「履修要項」の冒頭に掲げて教職員及び学生に周知するとともに、学生募集要項、広報用パンフレット及び本法科大学院のウェブサイト（URLは、<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/>で、以下「HP」という。）にも掲げて（HP>四国ロースクールについて>四国ロースクールの概要）、広く社会に公表している。【解釈指針1-1-1-2】<別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）1～2頁><別添資料 平成25年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科（法科大学院）学生募集要項（資料番号2）1頁><別添資料 香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科パンフレット（2012）（資料番号3）2頁><別添資料 四国ロースクールの概要（資料番号4）>

### 基準1-1-2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

（基準1-1-2に係る状況）

#### (1) 本法科大学院における教育

##### (ア) 体系的・段階的なカリキュラムによる理論的かつ実践的な教育

本法科大学院の教育の理念及び目標を達成するために、本法科大学院は、法曹養成の基本理念に則り多様で豊かな知識と経験を備え法的考察力を有する法曹を養成すべく、体系的・段階的なカリキュラムにより理論的かつ実践的な教育を行っている。

法学部以外の学部の卒業生及び法学部卒業生であっても法的素養が未だ不十分な法学未修者（3年コース生）は、まず主に1年次において基礎科目群及び基礎演習科目群科目の履修により、法的なものの考え方と基本的な知識を養う。その上で、2年次と3年次において、法律基本科目に属する基幹科目群及び総合演習科目群科目と実務基礎科目群科目の履修によって、実践力と応用能力を養成し、幅広い思考力を身につける。それとともに、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群科目の履修により、多様な知識・視野や洞察力を養う。法学既修者（2年コース生）は、入学時にすでに有する法的なものの考え方と基本的な知識を基礎にして、3年コース生の2・3年次履修科目とほぼ同じ科目を履修して、上記の能力を育成する。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指す意志とそれに必要な能力は、特に関係の深い憲法等の科目の授業においてのみならず、すべての教育を通じて育てるよう留意し

ている。法曹が持つべき職業倫理は、「法曹倫理」等、実務基礎科目群科目により修得させている。

#### (イ) 丁寧な教育と地域との連携による教育

本法科大学院の教育の理念及び目標である「親身に地域住民の生活を支える法曹の養成」を実現するために、本法科大学院は、香川大学と愛媛大学とが連合して設置し運営しており、四国の関係者が協力し合って法曹教育を推進している。

通常は基幹校である香川大学で授業を行い、愛媛大学に所属する本法科大学院専任教員は香川大学に出向いて担当する。それとともに、愛媛大学においても夏季休業中に、数科目の選択必修の授業を開講している（サマースクール）。また、無料法律相談所を愛媛大学内と高松市の商店街に開設して、地域住民に貢献している。

地域に親しみ活躍する法曹を数多く養成するために、互いに気心を知り合うことのできる少人数（入学定員：平成21年度まで30人、平成22年度から20人）の学生を、地域の住民・関係機関と連携して、次のとおり手厚く丁寧な指導によって教育している。

本法科大学院の教員は、授業に意欲的に取り組み、FDによって教育内容・方法及び学習・到達状況等について認識を共有化して絶えず改善に努めていることはもちろん、学生の自学自習に関する相談にも積極的に対応している。1年中24時間の使用が可能な自習室やTKCを備え、学生は大いに活用している。修了生も香川大学又は愛媛大学において、法務研修生として自学自習に励み、適宜、教員の学習支援を受けることができる。

本法科大学院は、四国弁護士会連合会や四国ロースクール後援会から、支援を受けている。四国弁護士会連合会は法科大学院支援委員会を設け、教育支援の内容は実務家教員の派遣、学生が陪席できる法律相談会、学習支援、授業参観、意見交換会の実施等多岐にわたる。修了生は四国各県において、弁護士による学習支援を受けることができる。なお、四国ロースクール後援会の構成員は、四国経済団体連合会等四国の経済、行政、法律実務及び教育に関わる団体・個人である。その結果、学生は、リーガル・クリニックやエクスターンシップでは、関係機関の協力により関係機関での仕事を直接経験している。

#### (ウ) 特別履修モデルによる履修の推奨

地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹を目指す学生のためには、展開・先端科目群に関係科目を開設し、「ビジネスロー群」及び「環境法群」特別履修モデルを示して履修を推奨している。特別履修モデルの中核科目の履修者は多数であり、推奨に応じている。《資料1-1-2-1》〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）10～11頁〉〈別添資料 香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科パンフレット（2012）（資料番号3）2～11頁〉

《資料1-1-2-1》 特別履修モデル中核科目の履修状況

履修年度		平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
履修者数 (うち単位取得 者数)	経済法 (1)	2 (1)	31 (27)	22 (20)	30 (28)	30 (28)	20 (16)	7 (7)
	環境法 (1)	5 (3)	31 (27)	19 (16)	31 (29)	21 (18)	20 (18)	8 (8)

「経済法(1)」及び「環境法(1)」は、平成21年度以前に入学した者については、「経済法Ⅰ」及び「環境法Ⅰ」に該当する。

(出典：法学部・経済学部学務第一係保有データから作成)

### (2) 学生の学業成績・在籍の状況

本法科大学院は、修了直後の司法試験に合格でき、求められる法曹像にふさわしい法曹になるために学生が到達すべき学年ごとの目標を定め、その目標を考慮して、厳格な成績評価を実施している。さらに、3年コース1年次生の進級要件は、1年配当の必修の基礎科目群科目28単位のうち24単位以上修得であり、3年コース2年次及び2年コース1年次生の進級要件は、基礎科目群科目36単位のうち32単位以上修得又は基幹科目群科目18単位のうち16単位以上修得であり、2科目又は1科目しか単位を落とせないという厳しいものになっている。＜別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1)12頁＞＜別添資料 平成23年度成績分布データ(資料番号5)＞＜別添資料 法科大学院成績評価における順守・留意事項(資料番号6)＞《資料4-1-2-1》

修了者の数は、平成18年度から平成22年度まで毎年度20～32人、平成23年度は平成21年度入学者数の減少の影響を受けて13人であった。他方、退学者は、平成17年度から平成22年度まで年平均5人である。また、平成17年度から平成23年度まで、休学者は年平均7.9人であり、休学者以外で一度でも原級留置になったことがある者は、年平均8.1人である。＜別添資料 学生数の状況(様式2)(資料番号7)＞

### (3) 修了生の進路

司法試験合格者は、平成19年度から平成21年度までは毎年3人、平成22年度は10人、平成23年度は2人で、合計21人である。平成23年度までに18人が法曹になり、その内訳は検察官1人、弁護士が17人であり、17人のうちの70.6%にあたる12人が四国地域の弁護士会に所属している。したがって、絶対数はまだ少ないが、「親身に地域住民の生活を支える法曹」が四国において着実に活躍を始めている。

司法試験合格者をさらに増加させ、四国地域の法曹養成への貢献度を高めることが大きな課題であり、改善に向けて教員間の組織的な連携や授業、試験等に連結した丁寧な学習指導の強化に取り組んでいる。

また、司法試験に合格できなかった修了生で公務員になった者も少なくなく、司法書士になった者や企業の法務部門に就職した者もいる。「親身に地域住民の生活を支える法



曹」を目指して受けた教育の成果をそれらの職務において活かして行くことが期待される。【解釈指針1-1-2-1】《資料1-1-2-2》

《資料1-1-2-2》 修了者の進路及び活動状況

修了年度	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	合計
司法試験合格・法曹	7	5	4	5		-	21
司法書士			1				1
公務員	1	4	1	1	1		8
企業の法務部門					1		1
その他隣接職種		1			1		2
その他の職種	4	2	11	3	1		21
受験勉強・就職活動等		7	5	6	12	13	43
不明	8	6	10	6	7	0	37
合計	20	25	32	21	23	13	134

平成 24 年 5 月現在

(出典：法学部・経済学部学務第一係保有データから作成)

## 2 特長及び課題等

### <特長>

(1) 本法科大学院は、四国弁護士会連合会、四国経済団体連合会及び地方自治体等四国地域の関係者の支援を受けて、「親身に地域住民の生活を支える法曹を養成する」ために教育指導に励み、主に四国地域を中心に活躍する法曹を輩出している。

(2) 本法科大学院は、サマースクールの開講等、香川大学と愛媛大学とが連合して設置・運営する特長を活かした教育を実施している。

(3) 本法科大学院は、香川大学及び愛媛大学の法務研修生制度並びに四国弁護士会連合会の支援により、四国各県において修了生の学習を支援し、能力の高い法曹の養成を目指している。

### <課題等>

(1) 司法試験合格者をさらに増加させ、四国地域の法曹界への貢献度を高める。

(2) 四国に生起する法律問題の解決への取組みを、適切に本法科大学院の教育研究に位置づけて、本法科大学院を四国の法文化の拠点にすることを目指す。

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

##### 基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院では、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、商法、刑法及び刑事訴訟法、並びに公法演習、民事法演習及び刑事法演習の法律基本科目を法学未修者コース（以下、「3年コース」という。）の1～2年次、法学既修者コース（以下、「2年コース」という。）の1年次といった低学年に配当し、この段階では理論面に重点を置いた教育を行っている。【解釈指針2-1-1-1】

これに対し、法律実務基礎教育は、「実務講座」、「要件事実論」、「刑事訴訟実務」、「法曹倫理」、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」、「リーガル・クリニック(1)」、「リーガル・クリニック(2)」、「リーガル・クリニック(3)」、「エクスターンシップ(1)」、「エクスターンシップ(2)」、「エクスターンシップ(3)」といった授業科目で行っており、段階的に配当することにより、理論的教育と実務的教育を架橋させるカリキュラムを編成している。

それぞれの科目間においても、段階的な理論的教育に留意しつつ、シラバスには理論と実務の架橋をはかる教育が行われることを意識的に示している。このようなシラバスを通じて、3年間での学習の到達点と、3年間に学習すべき内容が各年次にどのように配当され、位置づけられているか、次の段階にどのようにつながっていくかを学生に明示して、適切な学修指導を行っている。【解釈指針2-1-1-2】

法律基本科目の授業は、主として体系的な理論的教育を行うが、実務への架橋教育の基礎を形成するために、体系的把握と同時に事例問題の検討を中心とした授業を行っている。社会人、他学部出身者の教育、すなわち、法学未修者の教育の基礎固めをすることを旨すとともに、3年コース2年次に配当される基幹科目群（演習科目）の授業へとつなげるために、平成22年度からは、基礎演習科目群を設けた。基幹科目群においては、事実関係の複雑な応用事例、判例事案を用いて授業を行い、次段階である実務的教育への架橋を果たしている。さらに、具体的な事案を題材にして、起案をし、それに基づいて演習形式で議論する総合演習科目群を平成22年度から新設し、専門的な法知識、思考力、分析力や表現力の向上を図っている。【解釈指針2-1-1-1】【解釈指針2-1-1-2】

また、豊かな人間性を涵養し、学生の多様なニーズに応じるため、展開・先端科目群において、「地方自治法」、環境法関係科目、労働法関係科目、「租税法」、「保険法」、知的財産法関係科目、「国際私法」、倒産法関係科目、経済法関係科目、「消費者保護法」、「国

際人権法」、「国際公法」、「精神医療と法」、「執行・保全法」といった科目を開設している。また、法曹としての責任感及び倫理観を涵養するために、「法曹倫理」をはじめとする科目を含む実務基礎科目群を配置している。〈以上、別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）3～6頁〉

なお、本法科大学院において開設されている授業科目について、学部の学生の履修を認めたり、学部と合同で実施したり、学部での履修状況に応じて履修免除すること等は行っていない。【解釈指針2-1-1-1】

### 基準2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

#### (1) 法律基本科目

（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

#### (2) 法律実務基礎科目

（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）

#### (3) 基礎法学・隣接科目

（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）

#### (4) 展開・先端科目

（応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

（基準2-1-2に係る状況）

本法科大学院では、カリキュラム改正により、平成22年度から以下のような授業科目を開設している。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）8～10頁〉

#### (1) 法律基本科目

講義形式の科目として、憲法に関する分野で「憲法(1)」、「憲法(2)」を、行政法に関する分野で「行政法(1)」、「行政法(2)」を、民法に関する分野で、「民法(1)」、「民法(2)」、「民法(3)」、「民法(4)」、「民法(5)」、「民法(6)」を、商法に関する分野で「商法(1)」、「商法(2)」、「商法(3)」を、民事訴訟法に関する分野で「民事訴訟法(1)」、「民事訴訟法(2)」を、刑法に関する分野で「刑法(1)」、「刑法(2)」を、刑事訴訟法に関する分野では、「刑事訴訟法」を開設している。

また、演習方式科目として、憲法に関する分野で「公法演習(1)」を、行政法に関する分野で「公法演習(2)」を、民法に関する分野で「民事法演習(1)」、「民事法演習(2)」、「民事法演習(3)」を、商法に関する分野で「民事法演習(4)」を、民事訴訟法に関する分野で「民事法演習(5)」を、刑法に関する分野で「刑事法演習(1)」及び「刑事法演習(2)」を、刑事訴訟法に関する分野で「刑事法演習(3)」を開設している。【解釈指針2-1-2-1】

さらに、平成22年度から、基礎演習科目群に、「公法基礎演習(1)」、「公法基礎演習(2)」、「民事法基礎演習(1)」、「民事法基礎演習(2)」、「刑事法基礎演習(1)」及び「刑事法基礎

演習(2)」を開設し、総合演習科目群に、「公法総合演習(1)」、「公法総合演習(2)」、「民事法総合演習(1)」、「民事法総合演習(2)」、「刑事法総合演習(1)」、「刑事法総合演習(2)」を開設している。

## (2) 法律実務基礎科目

法律実務に関する基礎的な分野の科目として、「法律情報処理」(研究者教員担当)、「実務講座」(弁護士の実務家教員担当)、「要件事実論」(裁判官出身の実務家教員担当)、「刑事訴訟実務」(弁護士の実務家教員担当)、「法曹倫理」(弁護士の実務家教員担当)、「民事裁判演習」(裁判官出身の実務家教員及び最高裁裁判所派遣裁判官担当)、「刑事裁判演習」(弁護士の実務家教員及び法務省派遣検察官担当)、「リーガル・クリニック(1)」、「リーガル・クリニック(2)」、「リーガル・クリニック(3)」(いずれも、弁護士の実務家教員及び研究者教員担当)、「エクスターンシップ(1)」、「エクスターンシップ(2)」、「エクスターンシップ(3)」(いずれも、弁護士の実務家教員、裁判官出身の実務家教員及び研究者教員担当)を開設し、実務基礎科目群に配置している。【解釈指針2-1-2-2】

## (3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目に属する科目として、「法哲学」、「比較司法システム論」、「日本法史学」、「刑事政策」、「政治学(1)」、「政治学(2)」、「特別講義(1)」を開設している。【解釈指針2-1-2-3】

## (4) 展開・先端科目

展開・先端科目に属する科目として、「地方自治法」、「環境法(1)」、「環境法(2)」、「環境法演習」、「労働法」、「労働法演習」、「社会保障法」、「租税法」、「金融商品取引法」、「保険法」、「知的財産法(1)」、「知的財産法(2)」、「国際私法」、「倒産法」、「倒産法演習」、「経済法(1)」、「経済法(2)」、「経済法演習」、「国際経済法」、「消費者保護法」、「国際公法」、「精神医療と法」、「執行・保全法」、「国際人権法」、「特別講義(2)」を開設している。【解釈指針2-1-2-4】

### 基準2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準2-1-3に係る状況)

本法科大学院では、法律基本科目に相当する科目群として、「基礎科目群」、「基幹科目群」、「基礎演習科目群」及び「総合演習科目群」を、法律実務基礎科目に相当する科目群として、「実務基礎科目群」を、基礎法学・隣接科目に相当する科目群として、「基礎法学・隣接科目群」を、そして、展開・先端科目に相当する科目群として、「展開・先端科目群」を置き、それぞれ適切な授業科目を開設している。〈別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1) 3～6頁〉

## (1) 法律基本科目

### ① 基礎科目群

将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする理論面を重視した授業科目として、「憲法(1)」、「憲法(2)」、「行政法(1)」、「行政法(2)」、「民法(1)」、「民法(2)」、「民法(3)」、「民法(4)」、「民法(5)」、「民法(6)」、「商法(1)」、「商法(2)」、「民事訴訟法(1)」、「民事訴訟法(2)」、「刑法(1)」、「刑法(2)」、「刑事訴訟法」を開設している。

## ② 基幹科目群

理論的問題点を掘り下げるとともに、基礎科目群で修得した内容を応用・駆使できる能力を養う授業科目として、「公法演習(1)」、「公法演習(2)」、「民事法演習(1)」、「民事法演習(2)」、「民事法演習(3)」、「民事法演習(4)」、「民事法演習(5)」、「刑事法演習(1)」、「刑事法演習(2)」、「刑事法演習(3)」を開設している。

## ③ 基礎演習科目群

未修者の教育の基礎固めをすることを旨とするとともに3年コースの2年次に配当される基幹科目群(演習科目)の授業へとつなげるための授業科目として、「公法基礎演習(1)」、「公法基礎演習(2)」、「民事法基礎演習(1)」、「民事法基礎演習(2)」、「刑事法基礎演習(1)」、「刑事法基礎演習(2)」を開設している。

## ④ 総合演習科目群

具体的な事案を題材に、あるべき紛争解決の方法を修得することを目的として、基本的に実体法・手続法の研究者教員を中心に実務家教員の協力を得て、理論的教育を中心として理論と実務の架橋をより強く図るために複数の視点から事案の多面的検討を行うことができる法的・論理的思考力を養うための授業科目として、「公法総合演習(1)」、「公法総合演習(2)」、「民事法総合演習(1)」、「民事法総合演習(2)」、「刑事法総合演習(1)」、「刑事法総合演習(2)」を開設している。

## (2) 法律実務基礎科目

本法科大学院においては、実務基礎科目群が相当する。実務に接近した体験的な教育を行い、実務において最低限要求される基礎的な法曹としての技能を修得し、倫理観を養う授業科目を開設している。

すべての科目の履修の前提となる必要な情報収集のための知識と技能を修得させる授業科目として「法律情報処理」を、法律実務の現場を体験させ実務のあり方を認識させる授業科目として「実務講座」を、司法における実務教育への円滑な移行に必要な知識・能力を身につけることを目的とする授業科目として「要件事実論」、「刑事訴訟実務」、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」を、法律相談を開催し実務の実際を体験する授業科目として「リーガル・クリニック(1)」、「リーガル・クリニック(2)」、「リーガル・クリニック(3)」を、法律実務を体験することを通じて理論と実務の架橋を実践する臨床型授業科目として「エクスターンシップ(1)」、「エクスターンシップ(2)」及び「エクスターンシップ(3)」を開設している。

## (3) 基礎法学・隣接科目

本法科大学院においては、基礎法学・隣接科目群が相当する。社会に生起する様々な問題に関心をもたせて、人間や社会のあり方に関する思索を深めることによって、わが国の現行法の法律知識だけでは欠落しがちな広い視野に立った判断能力を育成し、幅広い教養を修得できる授業科目を以下のとおり開設している。

① 法を用いた紛争の解決という具体的な場면을素材としながら、権利義務をめぐる法的な対立を多様な切り口から法哲学的な考察を行う授業科目として「法哲学」

② 英米法型司法制度の基礎的な部分を正確に理解したうえで、比較法的歴史的観点からの日本の司法制度に対する分析能力の養成を目指す授業科目として「比較司法システム論」

③ 日本の現代法が明治維新以来形成されてきた近代法を基礎にして発展してきたことをふまえ、現代の法的問題を考察する際には、日本の近代法を正確に把握し評価することが不可欠であることから、日本の近代法形成過程を鳥瞰する授業科目として「日本法史学」

④ 刑罰や犯罪者処遇等の犯罪対策及び犯罪の原因について、基本的あるいは現代的な問題を中心に考察することにより、今後の刑事法制のあり方に対する基本的な視座を修得するための授業科目として「刑事政策」

⑤ 法学に関連する分野の学問であり、政策策定の視点等を修得する授業科目として「政治学(1)」、「政治学(2)」

⑥ 新しい分野に対応するために、基礎法学・隣接科目と関連する分野を内容とする「特別講義(1)」

なお、「特別講義(1)」として具体的科目名をあげていないのは、教育上有益であるが、人的・財政的制約から固定科目として開設することが困難であるゆえに、できる限り多様な科目の受講機会を学生に提供するため、常に同一内容の科目の開講を予定しているわけではなく、その時々で開講可能な科目を開講する趣旨からである。平成23年度は「アジア・太平洋社会論」を開講したが、平成24年度は不開講である。

#### (4) 展開・先端科目

展開・先端科目に相当する展開・先端科目群においては、司法試験における選択科目を中心にもともと基礎科目群の各論として位置づけられながら、社会の変化に対応して独立して特殊法と称される法領域や社会の新たな諸問題の中から生成し新しい法分野として発展してきた授業科目を開設し、他の科目区分のものを入れていない。「地方自治法」は、地方自治独特の分野を扱い、「執行・保全法」は、独立した民事執行分野及び民事保全分野を扱い、「国際人権法」は、国際人権保障の基本観念、国際人権条約のわが国へのインパクト、各国における外国人の人権保障、国際人権の保障制度等を扱っている。【解釈指針2-1-3-1】

また、「特別講義(2)」を設けているが、具体的科目名をあげていないのは、教育上有益であるが、人的・財政的制約から固定科目として開設することが困難であるゆえに、できる限り多様な科目の受講機会を学生に提供するため、常に同一内容の科目の開講を予定しているわけではなく、その時々で開講可能な科目を開講する趣旨からである。平成23年度及び平成24年度は不開講である。

**基準 2-1-4 : 重点基準**

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

**(1) 適切な単位数以上の授業科目の開設**

法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のすべてにわたり、法曹教育上の目的に応じて要求されている単位数を上回って、授業科目を開設している。《資料 2-1-4-1》

《資料 2-1-4-1》 開設授業科目単位数

	要求されている単位数	本法科大学院開設単位数
法律基本科目	54 単位	68 単位
法律実務基礎科目	10 単位	21 単位
基礎法学・隣接科目	4 単位	14 単位
展開・先端科目	12 単位	50 単位

(出典：別添資料 平成 24 年度修学案内 (資料番号 1) 8～10 頁から作成)

**(2) 必修科目及び選択必修科目の適切な分類**

本法科大学院の履修要項では必修科目と選択科目のみの分類を表示しているが、そこにある「選択科目」は選択必修科目に該当する。《資料 2-1-4-2》

**① 必修科目**

法科大学院としての教育の理念及び目標に従って最低限基本的なものとして要求されている科目を必修科目としている。

法律基本科目では、基礎科目群と基幹科目群がすべて必修である。

法律実務基礎科目では、実務基礎科目群のうちの 7 科目 13 単位が必修である。

**② 選択必修科目**

本来であれば全部を必修とするべきであるともいえるが、学生の自学自習の時間確保及び負担を配慮するとともに、学生が学修の強化が必要と考える分野を自ら選択できるように配慮して設けたのが、法律基本科目に属する基礎科目群及び総合演習科目群の各 6 科目 6 単位 (2 年コースでは、総合演習科目群の 6 科目 6 単位) 並びに法律実務基礎科目に属する実務基礎科目群の 6 科目 8 単位の選択必修科目である。

また、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目は、法曹界に入ったときにも幅広い視野に立って物事の判断をするのに役立つ科目、あるいは、学生の関心に合わせて、いわゆる専門弁護士として活躍できる分野の科目であり、すべて選択必修科目としている。

〈資料2-1-4-2〉 開設授業科目の必修科目及び選択必修科目単位数

1) 3年コース

	必修科目単位数	選択必修科目単位数
法律基本科目	56 単位	12 単位
法律実務基礎科目	13 単位	8 単位
基礎法学・隣接科目	0 単位	14 単位
展開・先端科目	0 単位	50 単位

2) 2年コース

	必修科目単位数	選択必修科目単位数
法律基本科目	26 単位	6 単位
法律実務基礎科目	13 単位	8 単位
基礎法学・隣接科目	0 単位	14 単位
展開・先端科目	0 単位	50 単位

(出典：別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1) 8～10頁から作成)

### (3) 段階的履修に資する適切な年次配当

#### ① 法律基本科目

演習形式の授業を行う基幹科目群は、原則的に講義形式の授業を行う基礎科目群の単位を修得してから受講できる授業科目であり、3年コース2年次以降の配当にして段階的履修に資するようにしている。

基礎演習科目群は、基礎を固めつつ必修の基礎科目群の授業と演習形式の基幹科目群との橋渡しをするために3年コース1年次に配当され、総合演習科目群は、基礎科目群及び基幹科目群の配当年次を考慮して、3年コース3年次、2年コース2年次に配当して、これも段階的履修に資するようにしている。

例外的に、「行政法(2)」、「民法(6)」(家族法)、「商法(3)」及び「民事訴訟法(2)」を3年コース2年次に配当しているのは、1年次における学生の履修の過大な負担に配慮して、後の学年にまわし、その関係で、「民事法演習(3)」(家族法)を3年次に配当することにより、段階的履修にも資するようにしている。〈別添資料 平成24年度修学案内



(資料番号1) 8～9頁>

## ② 法律実務基礎科目

最低限の法律基本科目の授業を修得していることを前提に、「実務講座」は3年コース1年次後期に配当し、その他の科目は、より後の学期に配当して、段階的履修に資するように配慮している。<別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1) 9頁>

## ③ 基礎法学・隣接科目

社会に生起する様々な問題に関心をもたせて、人間や社会のあり方に関する思索を深めることによって、わが国の現行法の法律知識だけでは欠落しがちな広い視野に立った判断能力を育成し、幅広い教養を修得できる授業科目を開設していることから、3年コースの学生も、2年コースの学生も、1年次から履修できるように配当している。<別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1) 9～10頁>

## ④ 展開・先端科目

司法試験における選択科目を中心に、もともと基礎科目群の各論として位置づけられながら、社会の変化に対応して独立して特殊法と称される法領域や社会の新たな諸問題の中から生成し新しい法分野として発展してきた授業科目を開設していることから、3年コースは2年次から、2年コースは1年次から配当しており、演習形式のものは、段階的履修に配慮して、3年コース及び2年コースいずれのコースも最終年次に配当している。<別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1) 10頁>

### 基準2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

(1) 公法系科目(憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。)

10単位

(2) 民事系科目(民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

32単位

(3) 刑事系科目(刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

12単位

(基準2-1-5に係る状況)

(1) 公法系科目(必修科目12単位開設)

公法系の授業科目としては、「憲法(1)」、「憲法(2)」、「行政法(1)」、「行政法(2)」、「公法演習(1)」、「公法演習(2)」の各2単位、合計12単位を必修科目として開設している。

(2) 民事系科目(必修科目32単位開設)

民事系の授業科目としては、「民法(1)」、「民法(2)」、「民法(3)」、「民法(4)」、「民法(5)」、「民法(6)」、「商法(1)」、「商法(2)」、「商法(3)」、「民事訴訟法(1)」、「民事訴訟法(2)」、「民事法演習(1)」、「民事法演習(2)」、「民事法演習(3)」、「民事法演習(4)」、「民事法演習(5)」、「民事法演習(6)」の各2単位、合計32単位を必修科目として開設している。

習(5)」の各2単位、合計32単位を必修科目として開設している。

### (3) 刑事系科目 (必修科目12単位開設)

刑事系の授業科目としては、「刑法(1)」、「刑法(2)」、「刑事訴訟法」、「刑事法演習(1)」、「刑事法演習(2)」、「刑事法演習(3)」の各2単位、合計12単位を必修科目として開設している。

以上の(1)(2)(3)の必修科目以外に、各1単位の総合演習科目群の授業科目である「公法総合演習(1)」、「公法総合演習(2)」、「民事法総合演習(1)」、「民事法総合演習(2)」、「刑事法総合演習(1)」、「刑事法総合演習(2)」の6科目(6単位)を選択必修科目として開設している。したがって、各系の標準単位数を満たし、標準単位数を超えるのは、公法系科目の必修2単位と総合演習科目群の選択必修6単位であるが、合計8単位増で、必修総単位数の上限を超えていない。

さらに、法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、「公法基礎演習(1)」、「公法基礎演習(2)」、「民事法基礎演習(1)」、「民事法基礎演習(2)」、「刑事法基礎演習(1)」、「刑事法基礎演習(2)」の各1単位6科目を開設しており、学生の負担が過重にならないよう、また、学生が学修の強化が必要と考える分野を自ら選択できるように、3単位の選択必修科目としている。〈別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1) 8~10頁〉

#### 基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

### ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

### エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

### オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

#### ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

#### イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

#### (1) 必修科目 (10単位開設)

法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする必修の授業科目として、「法曹倫理」(2単位)を開設している。<別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1) 146～147頁>

要件事実に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする必修の授業科目として「要件事実論」(2単位)、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする必修の授業科目として「民事裁判演習」(2単位)を開設している。なお、「要件事実論」は、「民事裁判演習」を履修するための前提となる要件事実の基礎を修得させる科目であり、法律基本科目から法律実務基礎科目への円滑な移行を可能にするための科目でもある。<別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1) 140～142頁及び148～150頁>

事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする必修の授業科目として、「刑事訴訟実務」(2単位)及び「刑事裁判演習」(2単位)を開設している。なお、「刑事訴訟実務」は、「刑事裁判演習」を受講するための前提となる刑事訴訟実務

及び事実認定の基礎を修得させる科目であり、法律基本科目から法律実務基礎科目への円滑な移行を可能にするための科目でもある。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）143～145頁及び151～153頁〉

**（2）（1）以外の必修又は選択必修科目（必修4単位、選択必修8単位開設）**

**① 模擬裁判及びローヤリング（必修4単位開設）**

模擬裁判は、必修科目の「実務講座」（2単位）及び「刑事裁判演習」（2単位）のなかに含めて実施しており、ローヤリングは、「実務講座」（2単位）、「リーガルクリニック(1)」（1単位）、「リーガルクリニック(2)」（1単位）及び「リーガルクリニック(3)」（2単位）において実施している。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）138～139頁、151～152頁、154～158頁〉

**② クリニック及びエクスターンシップ（選択必修8単位開設）**

弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容とするクリニックは、「リーガル・クリニック(1)」（1単位）、「リーガル・クリニック(2)」（1単位）、「リーガル・クリニック(3)」（2単位）を開設している。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）154～158頁〉

法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修としてのエクスターンシップは、「エクスターンシップ(1)」（1単位）、「エクスターンシップ(2)」（1単位）、「エクスターンシップ(3)」（2単位）を開設している。

そして、いずれの授業科目についても、第1回の授業において、事前学習として最低限の法曹倫理に関するレクチャーを行っている。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）159～164頁〉

**（3）法曹倫理（必修2単位開設）**

「法曹倫理」（必修2単位）以外に、「実務講座」（2単位）、「リーガル・クリニック(1)」、「リーガル・クリニック(2)」、「エクスターンシップ(1)」、「エクスターンシップ(2)」及び「エクスターンシップ(3)」においても、法曹倫理教育の導入部分を実施し、「リーガル・クリニック(3)」においては、弁護士が追求すべき業務姿勢の一つである弁護士倫理に忠実であることについて理解することを目指している。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）138頁、156頁、159頁、161頁及び163頁〉

**（4）法情報調査及び法文書作成**

**ア 法情報調査**

授業科目名を「法律情報処理」として、必修1単位を3年コースも2年コースも1年次に開設している。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）154～155頁〉

**イ 法文書作成**

独立の授業科目としては開設していないが、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」のなかで法文書作成を指導している。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）166～

171 頁 &gt;

以上の科目については、シラバス作成に際して、専任教員（研究者教員及び実務家教員）により構成される公法系、民事系、刑事系の各 FD 会議において、授業内容の検討を行っている。また、「民事法演習(5)」、「民事法総合演習(1)」、「民事法総合演習(2)」、「刑事法総合演習(1)」及び「刑事法総合演習(2)」については、研究者教員と実務家教員による共同授業を実施しており、FD 会議以外でも担当者間で協議を行う等、緊密に連携、協力をしている。【解釈指針 2-1-6-1】

### 基準 2-1-7：重点基準

基準 2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2-1-7 に係る状況）

基礎法学に関する分野の科目としては、各 2 単位の「法哲学」、「比較司法システム論」、「日本法史学」、「刑事政策」の 4 科目を開設している。＜別添資料 平成 24 年度修学案内（資料番号 1）9 頁＞

法学と関連を有する分野の科目としては、各 2 単位の「政治学(1)」、「政治学(2)」の 2 科目を開設している。＜別添資料 平成 24 年度修学案内（資料番号 1）9～10 頁＞

新しい分野に対応するために、基礎法学・隣接科目と関連する分野を内容とする「特別講義(1)」を開設している。平成 23 年度は、「アジア・太平洋社会論」を開講した。

このように、学生の関心があると考えられる種々の分野の科目を開設し、これら 7 科目 14 単位から選択必修として 4 単位を修得する必要がある。＜別添資料 平成 24 年度修学案内（資料番号 1）2 頁及び 6 頁＞

### 基準 2-1-8：重点基準

基準 2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2-1-8 に係る状況）

展開・先端科目として、いずれも 2 単位で 25 科目 50 単位を開設している。

本法科大学院が養成しようとする法曹像の「親身に地域住民の生活を支える法曹」に特に関係深い授業科目として、「労働法」、「労働法演習」、「社会保障法」、「精神医療と法」、「執行・保全法」、「国際人権法」の 6 科目 12 単位を開設し、「地域経済活動を支える法曹」に関連しては、「保険法」、「金融商品取引法」、「国際私法」、「消費者保護法」、「知的財産法(1)」、「知的財産法(2)」、「倒産法」、「倒産法演習」、「経済法(1)」、「経済法(2)」、「経済法演習」、「国際経済法」の 12 科目 24 単位を開設し、「環境保全を推進する法曹」

に関連して、「地方自治法」、「環境法(1)」、「環境法(2)」、「環境法演習」の4科目8単位を開設している。

上記以外にも、「租税法」、「国際公法」、「特別講義(2)」の3科目6単位を開設している。このうち、「特別講義(2)」は、それぞれの時において必要とされる新分野を扱う。

これら25科目50単位のうちから選択必修として12単位を修得する必要がある。〈別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1) 2頁及び6頁〉

### 基準2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準2-1-9に係る状況)

#### (1) 大学設置基準第21条関係

各授業科目の単位数は、2単位又は1単位である。この場合、「標準45時間(予習と復習を含む学習時間の合計)の学修を必要とする内容をもって1単位」としている。〈資料2-1-9-1〉〈別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1) 11頁(6)〉

本法科大学院では、学生が各回の授業の予習及び復習時間を十分に取ることができるように、2単位科目の授業については週1コマにして15回実施する。同一学年配当の必修科目の授業時間割の設定は、1日に2コマ以内になるように努め、また、同じ学生がなるべく必修科目を2コマ連続して受講することがないように、できるだけ時間割上配慮している。〈別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1) 表紙裏、217-218頁〉

#### 〈資料2-1-9-1〉 授業科目及び単位数

香川大学大学院学則

(授業科目及び単位数)

第32条 研究科の専攻における授業科目及び単位数については、研究科ごとに別に定める。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行うものについては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(出典：香川大学大学院学則より)

### (2) 大学設置基準第22条関係

本法科大学院では、期末試験期間を含め第一学期（通称前期）は4月初旬から8月初旬まで、第二学期（通称後期）は10月1日から2月下旬まで、通年35週間の期間にわたって授業を行っている。〈別添資料 平成24年度行事予定表（資料番号8）〉

### (3) 大学設置基準第23条関係

本法科大学院では、前期・後期の Semester 毎に授業科目を開設しており、1つの授業科目の開講は、2単位の授業科目であれば、15回の授業回数を確保できるよう15週間にわたる期間を学年暦で設定し、実際上も、定期試験を含めずこれとは別に、15回の授業を実施している。1単位の授業科目では、8回分の授業回数を確保している。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）表紙裏〉

曜日振替日については、修学案内で事前に学生に告知している。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）39頁〉

休講となった科目については、学生と相談のうえ補講日を決め、又は事前に休講と補講日を知らせて実施しており、15回の授業日数を確保している。〈別添資料 香川大学法科大学院教育研究支援システムお知らせ画面（資料番号9）〉

## 2 特長及び課題等

### 〈特長〉

(1) 3年コースの学生のために、基礎を固めつつ演習形式の授業科目への橋渡しを行うべく基礎演習科目群を開設している。

(2) 学生の多様な関心に応えられるように、多くの実務基礎科目群及び展開・先端科目群の授業科目を開設している。

### 〈課題等〉

(1) 「基準2-1-6(2)オ」の「公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目」を開設できていない。兼任又は兼担の教員の探索をさらに続ける。

## 第3章 教育方法

### 1 基準ごとの分析

#### 3-1 授業を行う学生数

##### 基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院は、入学定員20人に対して専任教員19人(平成24年5月1日現在)により密度の濃い少人数教育を施している。一つの授業科目における学生数は最多の授業でも20人が標準であり、討論方式によって行われる演習科目は1クラス15人(15人を超える場合は2クラス開講)、起案練習を含む「民事裁判演習」や起案練習及び模擬裁判を行う「刑事裁判演習」は1クラス10人を標準とすることで、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行えるようにしている。【解釈指針3-1-1-1】

入学者数の定員過剰や原級留置等による再履修が生じた場合であっても、非演習系科目で20人程度、演習系科目で1クラス5人程度の増加であれば、何らの支障なく授業を行うことが可能である。平成23年度及び平成24年度前期においては、すべて1クラス20人以下である。【解釈指針3-1-1-2】<別添資料 開講授業科目一覧(様式1)(資料番号10)>

他研究科の学生又は科目等履修生による科目の履修は、授業の性質及び規模により研究科学生の履修に支障のない限りにおいて許可することになっている(香川大学大学院学則第65条第1項)ので、科目等履修生の受入により授業が適切な規模を超える事態は生じない。他研究科の学生は、平成22年度前期に1人受け入れた実績があるだけである。科目等履修生の受け入れは、現在までのところない。【解釈指針3-1-1-3】<別添資料 開講授業科目一覧(様式1)(資料番号10)>《資料3-1-1-1》

《資料3-1-1-1》 香川大学大学院学則第65条第1項

(科目等履修生)

第65条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科学生の履修に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として学長が入学を許可し、単位を授与することができる。

(出典：香川大学大学院学則より)

##### 基準3-1-2



法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、法律基本科目に当たるものを、基礎科目群、基幹科目群、基礎演習科目群、総合演習科目群に分けて開講しているが、入学定員は20人であることから、入学者数の定員超過及び再履修による増員を考慮しても、50人の標準数を上回る状況にはない。平成24年5月1日段階での在籍者数は、35人である。

したがって、演習形式の科目においても、当然のことながら、少人数で双方向的又は多方向的な授業を行える状況にある。受講者が極端に少ない場合には、講義形式の科目であれば、学生との質疑応答の時間を増やして習熟度の確認をしたりしながら、一方的にならないように配慮している。また、演習形式の科目であれば、全員に発表の準備を指導したり、広い教室ではなく、教員の研究室で行う等、より活発に双方向又は多方向の議論ができるように工夫している。【解釈指針3-1-2-1】

### 3-2 授業の方法

#### 基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

#### (1) 授業科目の性質に応じた適切な方法

本法科大学院においては、①基礎科目群と基幹科目群（設置基準等という法律基本科目に当たる）によりまず法的思考力の基礎を形成し、②こうして得られた能力を、実務基礎科目群により、実務へと架橋する。また、③基礎法学・隣接科目群により、それを人間と社会に対する洞察力を裏打ちする能力にまで高め、さらに、④展開・先端科目群による応用と深化を通じて、法的思考力を鍛えその幅を広げるよう、各授業科目の性質に応じた適切な教材及び方法による授業を実施している。

基礎科目群は法学未修者を対象としており、基本的な法概念や制度の説明に重点を置きつつも、一方的な講義とならないよう、予習の確認を兼ねて無差別に予習事項について回答を求めたり、適宜質問の時間を設けたり等、学生自身が疑問を見だし、問題へ

の理解と考察力をより深められるよう努めている。

基幹科目群は、各法分野の基本知識を前提に総合力、応用力を養うべく、授業ごとに事例に関する資料（判例や参考論文及び判例評釈等の解説）を紹介し、授業では、当該事例に付される設問について毎時間終了後又は授業中に論述して提出し（レポート）、添削を行う等、学生のより主体的で積極的な参加と、個別的指導を行うよう努めている。

また、実務基礎科目群においては、現実には生起している社会的事実に触れさせ、それがどのように法律的な解決に導かれていくのか、その過程について理解を深めさせ、訴訟記録等を踏まえた実務的な法的処理、判断能力の養成を行うよう努めている。

そして、平成22年度からは、基礎固めを目指しつつ基礎科目群と基幹科目群との橋渡しの役割を果たす基礎演習科目群を3年コース1年次に設けた。この基礎演習科目群の科目においては、講義形式の基礎科目群の授業科目によるだけでは十分に修得できない法的知識・能力を、双方向的又は多方向的な議論も可能な演習形式による丁寧な教育により補完して基礎固めを目指すとともに、2年次における演習形式の基幹科目群の授業科目への架橋を図っている。

さらに、平成22年度以降、3年コース3年次、2年コース2年次に総合演習科目群を設け、具体的な事案を題材に、あるべき紛争解決の方法を修得することを目的として、基本的に実体法・手続法の研究者教員と実務家教員とが共同で演習を担当することにより、より総合的に複数の視点から事案の多面的検討を行う授業科目を、従来の演習方式の授業科目からなる基幹科目群以外に開設した。各1単位の6科目を設け、そのうち3単位を必修として、受講者は応用力の完成度を確認することができるようにした。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】

実務基礎科目群のうち「リーガル・クリニック(1)」、「リーガル・クリニック(2)」及び「リーガル・クリニック(3)」並びに「エクスターンシップ(1)」、「エクスターンシップ(2)」及び「エクスターンシップ(3)」の実施にあたっては、本法科大学院の「法律実習における守秘義務の遵守について」（平成18年2月8日教授会で承認）に定められているところに従い、受講生に誓約書を提出させるほか、実習前のスクーリングの際に法律相談を行うに当たっての心構えを指導する等、適切な指導監督を行っている。また、エクスターンシップの場合には、本法科大学院教員の事務連絡・調整担当者が、事前に研修先の実務指導者と連絡して受け入れ可能かどうかを確認し、必要と認められるときは、随時、受入先との連絡・協議を行っている。【解釈指針3-2-1-5】<別添資料「法律実習における守秘義務の遵守について」「香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科調査委員会設置要項」（資料番号11）><別添資料 誓約書（資料番号12）>

これらのリーガル・クリニック及びエクスターンシップにおいても、実施担当教員が責任をもって事前学習の実施、派遣先の確保、実習訪問も行って監督し、成績評価している。<別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）154-164頁><別添資料 2011年度四国LSエクスターンシップ実施要領（スケジュール）（資料番号13）><別添資料 2011年度四国LSエクスターンシップ派遣先リスト（資料番号14）><別添資料 23年度前期 エクスターンシップ受講者一覧（資料番号15）>

報酬は受け取っていない。エクスターンシップに関する覚え書きのモデルでも、その第8条において、

「学生の受入先においてエクスターンシップの実施に伴い必要となる経費は、甲の負担とする。また、学生は甲からいかなる形でも報酬を受け取ってはならない。」と定めている。なお、甲とは、エクスターンシップの受入先のことである。〈別添資料 2011年度四国ロースクール・エクスターンシップに関する覚書（資料番号16）〉

## （2）授業計画等の学生への事前周知

年度始めに、1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法、教科書・参考書等を記載した修学案内・シラバスを学生に配付し、シラバスの内容は平成23年度からはHP（カリキュラム＞シラバス）上でも閲覧可能にした。平成23年度からは、共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）との関係も民事系から学生に提示して、予習や復習に隔たりが生じないように自学自習に役立てている。また、TKCを通じて各回のより詳細な具体的内容について学生に事前周知している。【解釈指針 3-2-1-6】

## （3）学生の事前事後の学習を効果的に行うための具体的措置

① 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものとなるよう、時間割の作成においては、法律基本科目は1日に1科目から2科目、その他の選択科目等を含めても3科目以内になるよう努力している。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）217頁及び218頁〉

② TKCを採用し、HPを通じて各科目、授業回数毎の予習事項や課題の提示、レジュメ・関係資料の記載及びアップロードを行い、学生に対する事前の周知徹底を図っている。ただし、事前に配付できなかった関係資料や補助教材等は、授業日に教室で学生に直接配付することもある。

③ 予習は事前に読むべき教科書の該当頁、関連判例、参考文献等を記載する方法により、また復習は復習課題を提供する等の方法により、適切に指示するようにしている。

④ 授業時間外の自習が可能となるよう、自習室には在籍者数以上の専用キャレル（98人分）が備わっており、1年中24時間自習室で集中して学習することができる。自習のために必要な法律図書を図書館、法学部資料室及び自習室の書架に配置している。また、学生が限られた時間で効率的に学習できるよう、TKCにおけるロー・ライブラリーやWest Law等のオンラインデータベース、イントラネットによる情報提供サービス等のIT支援システムを整備している。【解釈指針 3-2-1-6】〈別添資料 香川大学法科大学院教育研究支援システムTOP画面（資料番号17）〉〈別添資料 e-learning（イントラネット）（資料番号18）〉

集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間を確保できるよう、2単位30時間の集中講義であれば、なるべく5日間かけて実施するようにしている。集中講義は、夏季休業期間を利用して開講されるため、当該科目だけ履修すればよいので、学生が事前事後の学習に必要な時間を十分に確保することができる。また、平成20年度からは、試験日は、可能な限り講義終了の翌日にすることにより、試験準備の時間の確

保を図っている。【解釈指針3-2-1-7】《資料3-2-1-1》<別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）220～221頁>

《資料3-2-1-1》 平成24年度集中講義時間割表（香川大学）

夏季集中講義時間割表（香川大学）

9月3日～7日

●知的財産法(1)（泉 克幸）[対象学年2,3年]

時限	9月3日(月)	4日(火)	5日(水)	6日(木)	7日(金)
1		④	⑧	⑫	試験
2		⑤	⑨	⑬	
3	①	⑥	⑩	⑭	
4	②	⑦	⑪	⑮	
5	③				

9月10日～14日

●金融商品取引法（石田 眞得）[対象学年2,3年]

時限	9月10日(月)	11日(火)	12日(水)	13日(木)	14日(金)
1					
2		④	⑧	⑫	試験
3	①	⑤	⑨	⑬	
4	②	⑥	⑩	⑭	
5	③	⑦	⑪	⑮	

実施時間の実際については、変更があり得るので、担当教員の指示に従うこと

冬季集中講義時間割表（香川大学）

12月25日～28日

●国際私法（植松 真生）[対象学年2,3年]

時限	25日(火)	26日(水)	27日(木)	28日(金)
1				
2	①	⑤	⑨	⑬
3	②	⑥	⑩	⑭
4	③	⑦	⑪	⑮
5	④	⑧	⑫	

実施時間の実際については、変更があり得るので、担当教員の指示に従うこと

※試験日については別途掲示する。（1月初旬の予定）

（出典：別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）221頁より）

なお、愛媛大学でサマースクールとして開講される集中講義では、学生は愛媛大学近

辺のホテルに宿泊しながら授業を受けるため、移動の時間はかからない。また、学生の移動及び宿泊に必要な経費はすべて大学が負担している。このサマースクールについても、予習のために教科書の事前指定を行い、TKCに授業概要や講義資料を掲載することができるようにしている。【解釈指針3-2-1-6】《資料3-2-1-2》<別添資料平成24年度修学案内（資料番号1）220頁>

《資料3-2-1-2》平成24年度サマースクール時間割表（愛媛大学）

8月20日～24日

●精神医療と法（金澤 彰）[対象学年2,3年]

時限	8月20日（月）	21日（火）	22日（水）	23日（木）	24日（金）
1	①	⑤			⑬
2	②	⑥			⑭
3					
4	③	⑦	⑨	⑪	⑮
5	④	⑧	⑩	⑫	試験

●日本法史学（矢野達雄）[対象学年1,2,3年]

時限	8月20日（月）	21日（火）	22日（水）	23日（木）	24日（金）
1		④	⑧	⑫	
2	①	⑤	⑨	⑬	試験
3	②				
4	③	⑥	⑩	⑭	
5		⑦	⑪	⑮	

8月27日～31日

●知的財産法(2)（松島 理）[対象学年2,3年]

時限	8月27日（月）	28日（火）	29日（水）	30日（木）	31日（金）
1		④	⑧	⑫	
2	①	⑤	⑨	⑬	試験
3	②				
4	③	⑥	⑩	⑭	
5		⑦	⑪	⑮	

●環境法(2)（横山 信二）[対象学年2,3年]

時限	8月27日（月）	28日（火）	29日（水）	30日（木）	31日（金）
1		④	⑧	⑫	
2	①	⑤	⑨	⑬	試験
3	②				
4	③	⑥	⑩	⑭	

5		⑦	⑪	⑮	
9月18日～9月21日					
●リーガル・クリニック(3) (高田 義之、竹内 康博) [対象学年3年]					
時限	9月18日(火)	9月19日(水)	9月20日(木)	9月21日(木)	
1	①	⑤	⑨	⑬(実習)	
2	②	⑥	⑩	⑭(実習)	
3	③	⑦	⑪	⑮(講評)	
4	④	⑧	⑫		
5					
(出典：別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1)220頁より)					

#### (4) 共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)

共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)の各項目をエクセル形式に転換し、それぞれの項目につき、各授業の第何回目に行うかを明確にし、その結果、学生が授業では触れられないため、自学自習すべき項目を理解できるようにして、在学中の勉学に遺漏のないように配慮している。平成24年度は、5月中旬にTKCを通じて公表した。<別添資料 共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)：民法(平成24年度)(資料番号19)>

### 3-3 履修科目登録単位数の上限

#### 基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

3年コース1年次は、原則36単位であるが、同学年に配当される基礎演習科目群に属する授業科目につき4単位を上限としてさらに履修登録できることにしている。【解釈指針3-3-1-1】

3年コース2年次、2年コース1年次は、上限36単位である。

3年コース3年次、2年コース2年次は、上限44単位である。選択科目の履修可能性の拡大を考慮して、44単位を上限としている。【解釈指針3-3-1-2】

上記単位数には、集中講義の単位数も含まれる。<別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1)11頁>

本法科大学院では、再履修科目単位につき履修登録可能な単位数に算入しない制度は採用していない。履修登録可能な単位数の上限に基準4-2-1(1)(ア)に従って履修の認められる授業科目単位数も含まれるが、現在のところ、そのような履修修得単位の

みなし認定をしたことはない。【解釈指針3-3-1-3】

【解釈指針3-3-1-4】の3年を超える標準修業年限を定める場合は、該当なし。

## 2 特長及び課題等

### <特長>

#### (1) 高密度の少人数教育

本法科大学院は、香川大学と愛媛大学とが連合して設置し組織していることにより、1学年20人の学生定員に対し現員19人の専任教員を整えており、専任教員1人当たりの学生数は、1学年につき1人となり、全国の法科大学院の中でもトップクラスの密度である。これにより、学生一人ひとりに対する手厚く丁寧な指導が可能となり、各授業の1クラスの学生数は、演習科目においては10～15人程度、最多の授業科目でも20人程度に抑えられ、法科大学院に求められる双方向的又は多方向的な密度の高い教育が実現されている。

#### (2) 優れた自習環境

本法科大学院は、自習室に学生の収容人数に応じたキャレルを設置しており、学生は専用のキャレルにおいて、1年中24時間学習できる環境にある。また、情報端末コンセントから、学内LANに接続することにより、TKCやWest Lawのオンラインデータベースを自由に利用できると同時に、イントラネットを通じたDVD等の情報提供サービスも行っている。

### <課題等>

#### (1) 集中講義形式の授業における予習・復習

集中講義形式の授業における予習・復習時間を確保できるよう、2単位30時間の授業を5日にかけて実施することを原則としているが、集中講義が夏季休業期間に集中するため、全体として学生の自学自習時間を制約しているため、自学自習時間を増やすために集中講義を減少させるよう努める。

非常勤担当者の関係で、1科目において、最終授業の次の時間帯に試験をせざるをえない事態がなお生じている。

#### (2) TKCを通じた予習・復習課題等の提示

TKCを通じた予習・復習課題、レジュメ・教材等の提示は、ほぼ実施されている。兼任・兼任教員等の利用促進が課題であるが、利用の仕方等を教示する取り組みを始めた。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 基準ごとの分析

#### 4-1 成績評価

##### 基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

学年進行に合わせて授業科目を配当しているので、それぞれの学年の達成目標を設定して、それに合わせて各授業科目の目標を設定し、成績評価を行っている。「年次別学修到達目標」を平成21年4月8日に制定し、修学案内によって、学生に周知している。そして、各授業科目のシラバスにおいては、それぞれの授業の目標を掲げて、授業内容を考え、期末試験も達成度に合わせた内容のものを出题するように心がけており、期末試験問題は各専門分野系FD会議でも「年次別学修到達目標」に合致しているかを検討している。【解釈指針4-1-1-1】<別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）34～35頁>

##### （1）成績評価のランク

平成19年度入学生から成績評価を秀、優、良、可、不可の5つのランクに分類し、平常点・期末試験等の成績を総合した評点に応じ、「90点以上を秀」、「85点以上90点未満を優」、「75点以上85点未満を良」、「70点以上75点未満を可」、「70点未満を不可」と判定することとし、これと秀及び優のおおむねの割合を修学案内において明示・周知しているうえに、修学案内を授業担当予定者に4月初めに配付し、期末試験を実施する教員全員（兼担及び兼任教員を含む。）に対しても、厳格な成績評価の実施を促す文書を試験前に配付している。【解釈指針4-1-1-2】<別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）14頁><別添資料 法科大学院成績評価における順守・留意事項（資料番号6）>

そして、期末試験・小テスト・レポートの結果、授業中の発言、出席の状況等評価の基準となる要素を具体的に示し、要素ごとの配点をシラバスにおいて予め公表すること



としている。また、期末試験と平常点との割合について標準的な評価比率を定めており、法的知識の修得が重要となる基礎科目群等においては期末試験に比率を高め、双方向・多方向による質疑・議論等が重要となる基幹科目群等については、平常点の比率を高め設定し、科目の性質に応じた適正な評価が行われるよう工夫している。《資料4-1-1-1》

《資料4-1-1-1》

(3) 厳正な成績評価の具体的な方法等

成績評価は、以下のような方法により行われる。

1) 多元的・客観的評価

成績評価基準は多元的なものとし、基準となる要素（例えば期末試験・小テスト・レポートの結果、授業中の発言、出席の程度など）ごとの配点を、シラバスで予め公表する。

基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の授業科目等、演習形式によらない授業科目では、評価に占める期末試験の比率は50～60%を標準とし、小テスト・レポート等日常の学習の評価を、残りの40～50%で行う。

演習形式による基幹科目群、基礎演習科目群及び総合演習科目群の授業科目、展開・先端科目群の一部の授業科目と実務基礎科目群の多くの授業科目では、日常の学習の評価の比率をさらに高め、60%以上を標準とする。

2) 成績評価の表示・割合

担当教員ごとに評価の大きなばらつきが出ることを避けるために、秀を全履修者のおおむね5%以内、秀及び優の合計を全履修者のおおむね25%以内とする。

(出典：別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1)14頁より)

(2) 成績評価の適正性の確保

成績評価の適正性を確保するために、期末試験問題を複数教員が事前に点検している。複数教員が担当する授業科目において試験問題及び成績評価を相互に点検することはもちろん、単独担当の授業科目についても、教務・設備委員会が指定した期間内に各専門分野系FD会議において試験問題を事前に点検し、その結果を教務・設備委員会及びFD・教育改善委員会に報告している。

平常点や期末試験の採点が厳格に行われているかどうかについては、成績評価の根拠になる出欠状況一覧、提出されたレポート、期末試験答案等を残して、いつでも第三者がチェックできるようにしている。【解釈指針4-1-1-3】

期末試験の実施前には、教員に対しても、成績評価基準の学生への明示を促して、遺漏のないようにしている。〈別添資料 法科大学院成績評価における順守・留意事項(資料番号6)〉

成績の採点分布については、全体FD研究会等において、科目ごとの分布状況のデータが示され、全教員の間で情報の共有が図られるとともに、極端に偏った分布等があればチェックをかけ、全体で検討を行うことが可能となっている。なお、秀並びに秀及び優の合計は、修学案内記載のとおり「おおむね」の数値であり、実質的に厳格かつ適正な

能力判定結果となるよう、各授業担当教員において適切な運用を行うことで全体の意思統一を図っている。成績評価方法については、絶対評価と相対評価の組み合わせの問題等検討すべき事項があり、また、厳正な成績評価をするために検討が必要と考えられる課題については、全体FD研究会で継続的な検討を加え、教員間における共通認識の形成を図っている。成績評価基準に違反していると考えられるような場合は、教務・設備委員会からシラバスの修正等の是正を関係教員に指示している。【解釈指針4-1-1-3】<別添資料 平成23年度成績分布データ（資料番号5）>

### （3）成績評価の結果の告知

成績評価基準は、すべての科目についてシラバスの「6.成績評価基準」において、学生に公表している。

全教員が、各自の成績評価の結果を、学務第一係を通じて各学生に知らせている。また、各教員においては、TKCを通じて採点基準や講評を告知したり、学生を集めて教室において答案を返却してコメントしたりする等の方法で、学生とコミュニケーションをとっている。さらに、自己の成績評価につき疑問がある場合は、学務第一係を通じて当該科目の成績調査依頼を行うことができ、授業担当教員との面談により、当該学生の答案等に基づき成績評価の具体的内容の説明を受けることができる。そして、それでも納得できない学生のためには、成績評価に対する異議申立て制度も平成21年度から設けている。【解釈指針4-1-1-3】<別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）36～37頁>

成績分布のデータは、学生への成績情報提供の充実という観点から、前・後期の学期末ごとにTKCを通じて、当該学期に開講された全科目の成績分布データを学生に知らせることとし、加えて、GPAに基づく学内成績順位も個々の学生に通知し、これにより、科目ごとの、あるいは、全体における自己の成績状況を学生が把握できるようにしている。【解釈指針4-1-1-4】<別添資料 平成23年度成績分布データ（資料番号5）>

### （4）期末試験実施方法の適切な配慮

期末試験は氏名を記入させず学籍番号のみを記入させ、試験の成績評価について公平性を確保するように配慮している。また、判例や解説のついていない六法以外の持ち込みは、原則として認めないことにして、試験を実施している。

カンニングの事前予防に努め、席の配置も横から覗き込めないように、必ず1席はあけるようにしている。

教員に対しては、事前に学生に対して出題範囲を相当程度限定して公表することのないように、予め「試験問題の出題に関する留意事項」等を明記した文書を配付し、徹底している。《資料4-1-1-2》

《資料4-1-1-2》

#### 4. 試験問題の出題に関する留意事項。

- ① 期末試験の出題に際し、出題範囲が相当程度限定されるような出題方針の発表は控えて下さい。

②追試験の出題について、期末試験と同一もしくは同一問題とみなされるような出題は控えて下さい。

(出典：別添資料 法科大学院成績評価における順守・留意事項(資料番号6)より)

### (5) 再試験・追試験

再試験は、平成22年度から廃止している。

一定のやむを得ない事情により受験できなかった学生については、追試験を受ける機会を設けており、当該学生に不利益が生じないように配慮している。なお、追試験を受ける要件としては天災等、修学案内に列挙された理由に限られ、その受験資格は証明書類を提出させることにより厳密に認定し、また、教員には既に実施された期末試験と同一の問題で実施することのないように注意を促しており、通常の期末試験を受ける学生が不利とならないようにしている。【解釈指針4-1-1-5】《資料4-1-1-3》

《資料4-1-1-3》

#### (2) 追試験

1. 次の事由により定期試験に欠席した者に対しては、別に追試験を行う。

- (1) 天災その他の非常災害
- (2) 交通機関の突発事故
- (3) 負傷又は疾病
- (4) 3親等内の親族の死亡による忌引
- (5) 就職試験の受験
- (6) その他、連合法務研究科において相当と認める事由

(出典：別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1)12頁より)

### 基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度(以下「進級制」という。)が原則として採用されていること。

(基準4-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、厳格な単位認定及びプロセスとしての教育の理念を活かすために、成績不良者につき次学年配当の授業科目の履修を制限する制度を設けている。必修の法律基本科目の単位の修得状況が不良である者は、各学年における「年次別学修到達目標について」に照らして、各学年を修了するにふさわしい学修成果をあげていないものと考え、単位を修得できなかった必修科目の学修に専念させることを趣旨とし、当該科目の理解を踏まえて学修すべき科目について、次のとおり履修を制限している。

#### 【解釈指針4-1-2-1】

(1) 3年コース1年次生対象の基礎科目群の修得が合計24単位に達しなかった者は、2年次生対象の基幹科目群の全授業科目並びに実務基礎科目群のうち「要件事実論」及び「刑事訴訟実務」の履修が制限される。1年配当の必修の基礎科目群科目は28単位で

あるから、2科目4単位しか落とせない厳しいものである。

(2) 基礎科目群の修得が合計32単位に達しなかった者(3年コース生)又は基幹科目群の修得が合計16単位に達しなかった者(3年コース2年次生、2年コース1年次生)は、3年コース3年次(2年コース2年次生)に担当している総合演習科目群及び実務基礎科目群のすべての科目について履修が制限される。すなわち、基礎科目群科目36単位のうち32単位以上修得又は基幹科目群科目18単位のうち16単位以上修得が要求されているから、2科目4単位又は1科目2単位しか単位を落とせないという厳しいものである。

なお、上記履修制限の対象科目に含まれない必修科目及び選択科目の履修は可能である。

当該制度は修学案内に明記し、また新年度ガイダンスにおいて説明することにより、学生に周知している。《資料4-1-2-1》

《資料4-1-2-1》

(7) 成績不良者の履修制限

成績不良者の履修を次のように制限する。

- 1) 基礎科目群の修得が合計24単位に達しなかった者は、2年次担当の基幹科目群の全科目並びに実務基礎科目群のうち「要件事実論」及び「刑事訴訟実務」を履修することができない。
- 2) 基礎科目群の修得が32単位に達しなかった者、または、基幹科目群の修得が合計16単位に達しなかった者は、3年次(2年コース2年次)担当の総合演習科目群及び実務基礎科目群を履修することができない。

(出典：別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1)12頁より)

GPA制度は、成績不良者の履修制限の要件とはしていない。学生数が少なく、GPAの基準数値の設定等に技術的に困難な点があり、それとともに、上記の要件で十分機能していると考えられるからである。【解釈指針4-1-2-2】

以上のように進級制を採用しているので、進級制を採用しない場合の【解釈指針4-1-2-3】は、該当なし。

## 4-2 修了認定及びその要件

### 基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超

えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

- (1) 3年コースの修了については、標準修業年限3年以上在籍し、93単位以上を修

得することが必要である。

2年コースの修了については、標準修業年限2年以上在籍し、63単位以上を修得することが必要である。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）2頁〉

93単位を超える単位の修得を修了の要件としていないので、【解釈指針4-2-1-1】は、該当なし。

GPA制度は、修了判定に当たっては活用していない。学生数が少なく、GPAの基準数値の設定等に技術的に困難な点があり、それとともに、上記の要件で十分機能していると考えられるからである。【解釈指針4-2-1-2】

ア 教育上有益であるとの観点から、本法科大学院においては、本人の申請があった場合に、他の大学（外国の大学を含む。）の大学院との協議に基づき他の大学（外国の大学を含む。）大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、授業科目の履修により修得したものとみなすことができるようにしている（香川大学大学院学則第40条第4項）。〈資料4-2-1-1〉

香川大学の他の大学院（本法科大学院においては、経済学研究科又は地域マネジメント研究科）の経済学・経営学に関する授業科目の履修を認め、修得した単位は、基礎法学・隣接科目群の授業科目の単位として認めている。認める単位数は、他の大学（外国の大学を含む。）の大学院のものを含めて、30単位を超えない範囲である。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）3頁〉

イ 教育上有益であるとの観点から、本法科大学院においては、本人の申請があった場合に、法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アで修得したものとみなす単位と合わせて30単位を超えない範囲で、授業科目の履修により修得したものとみなすことができるようにしている（香川大学大学院学則第42条第4項）。〈資料4-2-1-1〉

また、この場合においては、基礎科目群30単位に当たると判定された学生については、その在学期間を1年短縮し、2年以上としている（香川大学大学院学則第47条）。〈資料4-2-1-1〉

ウ 法学既修者は1年間在学し30単位を修得したものとみなし、2年コースを履修することとしている（香川大学大学院学則第48条）。〈資料4-2-1-1〉

《資料4-2-1-1》 香川大学大学院学則（抜萃）

（他の大学の大学院における授業科目の履修）

第40条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）の大学院との協議に基づき、学生が当該大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

4 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、学生が第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第42条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学（外国の大学を含む。）の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、第1項の規定により履修したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き当該研究科において修得した単位以外のものについては、第40条第4項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（香川大学・愛媛大学連合法務研究科における在学期間の短縮）

第47条 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、第42条第4項の規定により大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（法学既修者）

第48条 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第45条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で本学大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については30単位を超えない範囲で大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第40条第4項及び第42条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（出典：香川大学大学院学則より）

（2）基準4-2-1（2）のアからカまでの授業科目の必要単位数は以下の比較表のようになっており、いずれも当該基準の要件を充足している。《資料4-2-1-2》

その内訳は、公法系科目は基礎科目群 8 単位、基幹科目群 4 単位の合計 12 単位必修、民事系科目は基礎科目群 22 単位、基幹科目群 10 単位の合計 32 単位必修、刑事系科目は基礎科目群 6 単位、基幹科目群 6 単位の合計 12 単位必修となっている。

また、実務基礎科目群が 13 単位必修・2 単位以上選択必修、基礎法学・隣接科目群が 4 単位以上の選択必修、展開・先端科目群が 12 単位以上の選択必修となっている。

なお、公法系、民事系、刑事系の分野別にした基礎演習科目群及び総合演習科目群は、分野ごとではなく、それぞれの群において 3 単位合計 6 単位を修得すればよい。なお、この 6 単位については、《資料 4-2-1-2》の「本法科大学院修得単位数」には含まれていない。

《資料 4-2-1-2》 必要修得単位比較表

		基準要件単位数	本法科大学院修得単位数
ア	公法系科目	8 単位	12 単位
イ	民事系科目	24 単位	32 単位
ウ	刑事系科目	10 単位	12 単位
エ	法律実務基礎科目	10 単位	15 単位
オ	基礎法学・隣接科目	4 単位	4 単位
カ	展開・先端科目	12 単位	12 単位

(出典：別添資料 平成 24 年度修学案内 (資料番号 1) 7 頁及び 52-53 頁から作成)

基準 4-2-1 (2) のただし書きに該当する 2 年コースにおいては、アからウまでの授業科目については、基礎科目群 6 単位、基幹科目群 20 単位、総合演習科目群 3 単位以上の合計 29 単位以上の修得が必要で、エからカまでの授業科目については、実務基礎科目群 13 単位必修・2 単位以上選択必修、基礎法学・隣接科目群 4 単位以上選択必修、展開・先端科目群 12 単位以上選択必修で、合計 31 単位以上の修得が必要であり、いずれも基準を充足している。〈別添資料 平成 24 年度修学案内 (資料番号 1) 2 頁〉

(3) 修了要件単位数は 93 単位で、法律基本科目以外の科目の修得すべき単位数は 31 単位であるから、修了要件単位数の 3 分の 1 の単位を修得することが必要である。

#### 基準 4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準 2-1-5 のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

(基準 4-2-2 に係る状況)

本法科大学院では、修了の認定に必要な修得単位数は、93 単位であり、基準 4-2-2



の条件を充足している。＜別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）2頁＞

### 4-3 法学既修者の認定

#### 基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

平成24年度入試からは、小論文を課することなく、法律科目の憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、会社法の6分野の論文試験を課して、試験結果と書類審査の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者と認定している。

法学既修者の認定を受けた入学者に対しては、卒業必要単位93単位のうち、1年次に開講される基礎科目群26単位（「憲法(1)」、「憲法(2)」、「民法(1)」、「民法(2)」、「民法(3)」、「民法(4)」、「民法(5)」、「商法(1)」、「商法(2)」、「民事訴訟法(1)」、「刑法(1)」、「刑法(2)」、「刑事訴訟法」）及び2年次配当の基礎科目群に属する「民法(6)」、「民事訴訟法(2)」の4単位合計30単位を修得したものとみなし、一括して履修免除をし、残りの63単位を在籍2年間で修得させることにより、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮した在学期間の短縮を認めている。「民法(6)」及び「民事訴訟法(2)」を1年次ではなく、2年次に配当しているのは、1年次での学生の負担が全体として過重にならないように配慮したためである。【解釈指針4-3-1-2】【解釈指針4-3-1-3】【解釈指針4-3-1-6】

法律科目の試験問題は、出題者以外の点検委員が出題形式や内容を点検し、採点に際しては、受験番号・氏名部分を隠して実施し、出題者以外の者も点検しており、入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保を図っている。そして、出題委員に出題を依頼する際、過去に出題された問題と重複しないよう注意を促しており、また、出題委員が作成した問題は点検委員が出題形式や内容を点検している。香川大学法学部新卒者が有利にならないように、平成24年度入試からは、法学部の試験問題と重複していないかも入試・広報委員会で確認している。【解釈指針4-3-1-1】【解釈指針4-3-1-4】

法律科目試験の成績は、①各科目につき基礎的な学識を修得していると認めることができ、かつ、②全科目の合計で6割程度以上の得点を標準とした上で、試験の難易度等を考慮しながら合否判定を行うことにより、適切な既修者認定を行えるようにしている。

【解釈指針4-3-1-3】

なお、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行うことはしていない。【解釈指針4-3-1-5】

## 2 特長及び課題等

### <特長>

(1) 進級制を設け、理解の不十分な学生が応用的科目や程度の高い科目を履修できないようにし、理解の程度に応じた学修ができるようにしている。

(2) 平成22年度から再試験を廃止して厳格な成績評価を実現している。

### <課題等>

(1) 成績評価は秀及び優をおおむね25%以内にする相対基準を設けているものの、学生数の少なさから、絶対評価と相対評価のバランスにつき科目間でばらつきがみられるので、全体FD研究会等を通じて、成績評価の基準に関する教員間の認識についてさらに統一を図る必要がある。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教育内容等の改善措置

##### 基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

(1) 平成22年度よりFD活動の成果を組織的に共有できるよう従来の評価・FD委員会を、個々の教員の教育に関する資質・能力の向上・開発と本法科大学院全体の教育の質の改善・向上を達成することを目的として組織的な教育研鑽活動を行う「FD・教育改善委員会」へと改組した。【解釈指針5-1-1-4】<別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程(資料番号20)第7条第4項>

FD・教育改善委員会は、教育の内容及び方法の改善と向上を図るため、専任教員全員が出席する全体FD研究会の年間計画を毎年3月に作成し、教授会開催日とは別の日に原則として毎月1回3時間半程度の時間を確保して、全体FD研究会を継続的に開催している。平成22年度は合計13回、平成23年度は合計11回開催した。この全体FD研究会の下に、各専門分野系主任を責任者として各専門分野系FD会議を随時に開催している。

これらのFD活動を軸にして、教育内容・方法及び学生の学習・到達状況に関する情報の共有と教育改善の検討・集約を推進している。各教員はトータルすると年間60時間程度、FD活動に参加している。

全体FD研究会では、原則として毎回各専門分野系の教員が1人ずつシラバスに基づいてそれぞれの授業方法や学生の履修状況等を報告し参加者全員で検討している。平成22年度及び23年度の主要議題は、①「厳格な成績評価」実施方法の検討、②学生アカデミックカルテの活用方法の検討、③担当授業の実施状況についての各専門分野系からの報告、④授業参観の実施及び授業内容・方法の検討、⑤授業評価アンケートの実施・結果の検討、⑥法科大学院共同FDプロジェクトの実施である。【解釈指針5-1-1-1】<別添資料 2010年度四国ロースクールFD・教育改善活動報告書(資料番号21)5-7頁><別添資料 平成23年度FD・教育改善委員会活動記録(資料番号22)1-6頁>

FDでの報告、議論の結果、複数の教員が関与する基礎演習科目群、総合演習科目群の科目等について、授業内容・方法が関係教員間において相互に調整され、その実施の結果を教務・設備委員会が確認している。適正かつ厳格な成績評価の確保についても、同様に点検と協議を行っている。【解釈指針5-1-1-3】<別添資料 2010年度四国ロースクールFD・教育改善活動報告書(資料番号21)8-17頁>

また、広く外部の法曹関係者や法科大学院関係者との組織的かつ継続的な研修及び研究を図ることを目的として、平成22年度より「法科大学院共同FDプロジェクト」を立ち上げ、学内の特別の予算を得て、積極的に外部と連携したFD活動を実施している。島根大学、近畿大学及び広島大学等の法科大学院、四国弁護士会連合会及び愛媛大学法文

学部と連携して共同でFD活動を実践し、得られた認識を基礎演習科目群等の授業改善の検討等に役立てている。【解釈指針5-1-1-2】<別添資料 四国ロースクールと四国弁護士会連合会との共同FDプロジェクト覚書(資料番号23)><別添資料 四国ロースクールと山陰法科大学院との共同FDプロジェクト覚書(資料番号24)><別添資料 2010年度四国ロースクールFD・教育改善活動報告書(資料番号21) 23-26頁><別添資料 平成23年度FD・教育改善委員会活動記録(資料番号22) 6-9頁><別添資料 「法科大学院共同FDプロジェクト」学内申請書、事業実施報告書(資料番号25)>

(2) 教員は随時授業の相互参観を行い、専門分野を越えて教員相互に授業方法の改善についての研鑽をし、意見交換も行っている。また、毎学期1週間ほどの期間を設定し、四国弁護士会連合会の弁護士及び島根大学法科大学院の教員に参加してもらい、合同公開授業参観を実施している。【解釈指針5-1-1-2】

研究者教員同士のみならず実務家との意見交換により、理論と実務の架橋という観点からの検討が深められている。各授業の担当者は、相互の授業参観による成果を積極的に取り入れて、授業において提示する具体例の充実等、授業の改善を図っており、各専門分野系FD会議や全体FD研究会で改善状況が確認されている。【解釈指針5-1-1-3】

(3) FD・教育改善委員会は、学生への授業評価アンケートを毎学期実施し、その結果はすべて担当教員に文書で渡される。これを担当教員が自己分析し、授業改善の検討結果として全体FD研究会で報告する。それを教員全員で検討して組織的な授業改善の実現に取り組んでいる。その結果、各教員は、レジュメの内容や板書の方法等を改善したり、予習・復習時間の短い科目等について、適切な所要時間を考慮した予習事項を指摘したり復習課題を出したりしている。【解釈指針5-1-1-4】

学生の授業評価アンケートについては、授業内容の程度(レベル)・わかりやすさ・進度等の教育内容に関わる項目、教材や機器の効果的使用・教材の提供・予習や復習の指示・教員の話し方等の教育方法に関する項目を設けており、この結果から、科目ごとに、あるいは全体的に問題点を明確化し、レジュメの改訂等改善策を検討している。

また、授業評価アンケートには、択一項目に加えて、学生が自由な意見や要望を書き込める欄を用意している。各教員は改善が必要と考える項目について改善策を考え、全体FD研究会で報告し、その内容を基にしてTKCの各自の授業ライブラリーに自らのコメントを掲載し、学生へのフィードバックを行っている。【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】<別添資料 授業評価アンケート実施要項、記述欄回答例、アンケート結果、教員のコメント(資料番号26)>

(4) なお、FD・教育改善委員会の活動については、平成22年度からは、従来の研究会の議事要旨に加え、年間の活動記録として整理し、毎年の教育情報の共有化に資するものとして改善を施した。また、教員相互の授業参観や弁護士による授業参観等についてもコメントを整理し、FD活動の資料として活用している。【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】【解釈指針5-1-1-4】<別添資料 2010年度四国ロー

スクールFD・教育改善活動報告書（資料番号21）><別添資料 四国弁護士会連合会との共同FD研究会及び授業参観に関する資料（資料番号27）>

## 2 特長及び課題等

<特長>

（1）FD・教育改善委員会が主宰して、全体FD研究会をほぼ毎月開催し、時間数を多く確保し、さらに専門分野系におけるFDを十分に実施したうえ全体で協議して課題を検討する積み上げ型スタイルを採用したことにより、各教員のFD活動への取り組みと意識が高まり、活動が活発になっている。

（2）「法科大学院共同FDプロジェクト」の実施により、各教員が学内外の専門家や研究者と法科大学院教育の向上のための情報を交換し、教育内容、授業の在り方、成績評価の在り方について常に外部からの新しい視点を取り入れて教育改善を行っている。

（3）全専任教員がFD活動へ当然の義務として参加して実質的な研修及び研究を実践し、外部団体及び関係者と積極的に情報交換・交流をすることによって、教員相互間における教育情報の共有化が促進され、組織的な教育改善活動への意識がさらに高まった。

<課題等>

（1）現在実施している積極的なFD活動を継続するために、財源として、引き続き学内の特別予算の獲得を目指している。積極的に外部の競争資金の獲得を目指して努力することも必要である。

（2）積極的なFD活動推進の成果を、個々の教員のみならず本法科大学院全体としての教育力の向上や適正かつ厳格な成績評価等に具体的かつ継続的に繋ぐために、今後とも教務・設備委員会との密接かつ組織的な連携を強化していく。

（3）授業科目間で授業内容の相互調整を行うことと、複数の教員が関与する基礎演習、総合演習等の授業の内容について担当教員間で緊密な協議調整を行うことを、引き続き常にFD活動の重要課題として取り上げ、周到に実施していく。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院は、公平性、開放性、多様性を前提とし、その教育の理念及び目標に沿ったアドミッション・ポリシーとして、本法科大学院が「求める人材」を定めている。その人材とは、①社会正義を追求し、基本的人権を擁護し、人の権利に配慮する法的感性を持つ者、②物事を公正・公平にみる者、③問題を発見するとともに分析・解明する能力、問題解決のための処理能力（たとえば論理的思考・判断能力、バランス感覚、他者への配慮・理解力、説得力）の優れた者、④不断の向上心と不屈の精神に溢れ、持続的、積極的に社会活動をする志向が強く、地域社会に基盤をおき地域に根ざすという本学の指針を理解し、その実現に意欲を持つ者である。

このアドミッション・ポリシーは、まず、募集要項において、本法科大学院の教育目標、入学者選抜の方法とともに明示している。さらに、HP、パンフレットにおいて、「1-1-2 情報の公開」で指摘するように、本法科大学院に関する必要な情報を提供し、教育の理念及び目標を広く社会に周知している。入学志願者は、HPを通じて自らこれらの情報を取得することができる。入試説明会においては、募集要項及びパンフレットを資料として配布して募集要項の説明を行うことによって、入学志願者にも事前に周知している。【解釈指針6-1-1-1】<別添資料 平成25年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科（法科大学院）学生募集要項（資料番号2）1頁><別添資料 香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科パンフレット（2012）（資料番号3）>

入試説明会を、香川大学以外に徳島大学、愛媛大学、高知大学及び松山大学で開催することにより、四国地域の関係者に「親身に地域住民の生活を支える法曹の養成」という本法科大学院の理念を周知する努力をしている。《資料6-1-1-1》<別添資料 四国ロースクール - 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科公開講座（&進学説明会）案内（資料番号28）><別添資料 四国ロースクール - 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科 - 入試説明会 松山大学（資料番号29）>

《資料6-1-1-1》

2011年度法科大学院適性試験・四国ロースクール説明会

日時： 2011年4月5日(火)

場所： 香川大学法学部棟 J3 教室

内容： ①ロースクール・四国ロースクールについて

小早川龍司教授(実務家教員)

②法科大学院適性試験・四国ロースクール

柴田潤子教授

(出典：学務係作成資料より)

**基準6-1-2**

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

(基準6-1-2に係る状況)

本法科大学院では、入試・広報委員会が入試業務の企画、実施を所掌するとともに、れた実施要項に従い、研究科長を実施総括責任者とする実施体制を組織し、合否判定は教授会において行うことにより、責任ある体制のもとで入学試験を実施している。＜別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程（資料番号20）第7条＞＜別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科入学者選抜実施要項（抜粋）（資料番号30）＞

**基準6-1-3**

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準6-1-3に係る状況)

本法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して公正な機会が等しく確保されるよう、自校を含め特定の大学・学部出身者の優遇措置は一切講じていない。また、公開可能な合否判定基準に関する情報は、すべての志願者が等しく知る機会を得られるよう事前に明示するとともに、小論文の採点においては受験番号を伏せ、また面接においては、面接委員が指導している学部等の学生を担当しないよう配慮している。その結果、過去8回の入試において自校出身者の受験者数の割合に比べて合格者数の割合が著しく多いということはなく、適切な割合で推移している。【解釈指針6-1-3-1-(1)】  
《資料6-1-3-1》＜別添資料 平成25年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科（法科大学院）学生募集要項（資料番号2）8頁＞

入学者への法科大学院に対する寄附等の募集は行っていない。【解釈指針6-1-3-1-(2)】

《資料6-1-3-1》 入試における自校出身者の割合

	受 験 者 数			合 格 者 数		
	全体	自校出身者	割合 (%)	全体	自校出身者	割合 (%)
平成 16 年度	269	57	21.2	57	7	12.3
平成 17 年度	149	17	11.4	82	7	8.5
平成 18 年度	135	30	22.2	75	17	22.7
平成 19 年度	180	27	15.0	74	10	13.5
平成 20 年度	133	22	16.5	70	8	11.4
平成 21 年度	67	14	20.1	44	13	9.5
平成 22 年度	39	7	17.9	36	7	19.4
平成 23 年度	45	9	20.0	22	7	31.8
平成 24 年度	34	13	38.2	17	7	41.2

\*自校には香川大学と愛媛大学を含む。

(出典：本法科大学院学務第一係保有資料から作成)

身体に障害のある者に対して、障害を有する入学志願者との事前相談を実施している。相談があった場合には、障害を有する志願者が最善の形で受験できる措置をとるように入試広報委員会で協議・対応する。【解釈指針6-1-3-1-(3)】<別添資料 平成25年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科(法科大学院)学生募集要項(資料番号2)7頁>

#### 基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

##### (1) 適性試験

3年コース及び2年コースにおける入学者選抜に当たっては、独立行政法人大学入試センターによる法科大学院適性試験及び日弁連法務研究財団・商事法務研究会の主催する法科大学院全国統一適性試験の両者を用いてきた。平成24年度入学者選抜試験からは、日弁連法務研究財団・商事法務研究会が主催する法科大学院全国統一適性試験のみを利用している。

入学者の一定の質を維持するために、入学者選抜の合否判定において、適性試験の最低基準を設け、適性試験管理委員会公表の得点分布において、上位85%程度に位置する得点に満たないものは、総合点のいかんに関らず、不合格とすることを募集要項に明示しており、学力が一定レベル以下と判断される受験者は不合格としている。このような受験者を不合格とする運用は従来から行っていたが、平成25年度入学者選抜からそのように例外なく不合格とするよう改めた。<別添資料 適性試験の成績(資料番号31)>



<別添資料 平成 25 年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科（法科大学院）学生募集要項（資料番号 2） 4 頁>

### （2）3年コース志願者の配点比率

3年コース志願者に対しては、①法科大学院全国統一適性試験（配点比率は他学部卒業者・社会人枠 30%、一般枠 40%）、②小論文（配点比率は 40%）、③入学志望理由書・学業成績及び履歴書審査（配点比率は他学部卒業者・社会人枠 15%、一般枠 10%）、④面接試験（配点比率は他学部卒業者・社会人枠 15%、一般枠 10%）を課している。

小論文試験では長文の資料読解の問題を出題し、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価する。

入学志望理由書及び履歴書では、学部で履修した専門科目の種類と単位数、大学院での学位取得論文のテーマ等、自らの学業と法曹志望の理由が説得的に説明されていること、社会経験と法曹志望の関連性が説得的に説明されていること、大学院での学位取得等を重視して評価している。加えて、公認会計士、薬剤師、医師等一定の資格、経験を持つことも評価する。司法試験や法学検定試験の実績等の法律知識に関する能力は、加点事由にしていない。

学業成績については、優の数が多いこと、優の比率が高いこと等、学業成績が顕著である場合に評価する。

面接は、2人の専任教員による個人面接を行っている。

このような入学者選抜における多面的な評価により、入学者の適性及び能力を客観的に評価している。<別添資料 平成 25 年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科（法科大学院）学生募集要項（資料番号 2） 4 項>

### （3）2年コース志願者の配点比率

2年コース志願者に対しては、①法科大学院全国統一適性試験（配点比率は 30%）、②既修者試験（配点比率は 45%）、③入学志望理由書・学業成績及び履歴書審査（配点比率は 10%）、④面接試験（配点比率は 15%）を課している。

本法科大学院独自の既修者試験として、憲法・民法・会社法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の試験を課すことにより、2年コースで教育を受けるために必要な適性及び能力等についての確かつ客観的な評価を行っている。

2年コース志願者における入学者選抜においては、3年コース入学者選抜と同様に、上記の適性試験に関する最低基準のほか、既修者試験の合計点が一定の点数（6割程度）に満たない場合には、原則として2年コースの合格を認めないことによって、2年コース合格者の学力を一定のレベルに維持している。

入学志望理由書、学業成績・履歴書及び面接は、上記3年コースと同様に評価している。【解釈指針6-1-4-1】【解釈指針6-1-4-2】<別添資料 平成 25 年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科（法科大学院）学生募集要項（資料番号 2） 4 項>

**基準 6-1-5**

**入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。**

(基準 6-1-5 に係る状況)

入学者選抜においては、(1)法学専攻分野以外の学士、修士、博士またはその他の学位が授与された者(入学前年度3月までに授与される見込の者を含む)を「他学部卒業生」と定義し、(2)①入学時において大学卒業後3年以上(さらに大学または大学院に在学した場合は、その期間を算入しない)を経過する者、又は、②入学時において25歳以上であり、かつ、3年以上継続して勤務したことがある者のいずれかに該当する者を「社会人」と定義し、これらの他学部卒業生等に対する優先的合格枠や特別の配点比率の制度を設けることにより多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めている。

【解釈指針 6-1-5-1-(2)】<別添資料 平成25年度香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科(法科大学院)学生募集要項(資料番号2) 1~4頁>

具体的には、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう、他学部卒業生及び社会人については、入学定員(20人)の3割に優先的合格枠を設けており、過去の入試において入学者中他学部卒業生等の占める割合は目標を達成しており、多様な知識又は経験を有する学生が入学している。【解釈指針 6-1-5-1-(3)】【解釈指針 6-1-5-1-(4)】<資料 6-1-5-1>

多様な知識、経験を有する者の入学を確保することを重視して、すべての受験者に対して、学業成績のほか、入学志望理由書及び履歴書も書類評価の対象に加えている。他学部卒業生及び社会人については、優先的合格枠による選抜のみにおいて書類評価の配点比率を一般枠の1.5倍(15%)にしており、多様な学識及び課外活動等の実績や実務経験及び社会経験等が、適切に評価できるよう考慮している。【解釈指針 6-1-5-1-(1)】<別添資料 平成25年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科(法科大学院)学生募集要項(資料番号2) 4頁>

【解釈指針 6-1-5-1-(4)】の他学部卒業生等の割合が2割に満たない場合は、該当なし。

《資料6-1-5-1》 他学部卒業生等の入学人数

	全 体	他学部卒業生・社会人	割 合 (%)
平成16年度	30	25	80.3
平成17年度	30	13	40.3
平成18年度	41	14	34.1
平成19年度	30	14	46.7
平成20年度	29	13	44.8
平成21年度	15	5	33.3
平成22年度	18	7	38.8
平成23年度	10	5	50.0
平成24年度	6	2	33.3

(出典：本法科大学院学務第一係保有資料から作成)

## 6-2 収容定員及び在籍者数等

### 基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

平成24年5月1日現在の在籍者数は35人であり、収容定員(60人)の超過はない。入学者選抜における合格者数については、在籍者数の収容定員超過を懸念する必要はなく、高い質の入学者の確保と入学定員の充足に留意して合格者を決定している。【解釈指針6-2-1-1】

平成20年度から入学者数は定員を超えることなく推移している。〈別添資料 学生数の状況(様式2)(資料番号7)〉

したがって、在籍者数との関係での教育・施設上の問題は生じていない。たとえ在籍者数が収容定員を上回ったとしても、一つの授業の受講生数は入学定員にあたる20人程度までであって支障がなく、98席を有する自習室スペースにも余裕がある。

### 基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準6-2-2に係る状況)

入学者数は、平成22年度は18人であり、入学定員(20人)との乖離は大きくなかったが、平成23年度は10人、平成24年度は6人となり入学定員20人を下回った。この原

因について、受験者数が減少傾向にあること、競争性の確保に重点を置いたこと(競争倍率2倍の達成)、歩留まり率が50%となったこと等が考えられる。

この対策に関しては、より多くの受験者を確保するために、平成23年度入学者選抜から入学試験の実施回数を増やしており、前期入学試験、後期入学試験及び二次試験を実施している。学外検査場も設けており、平成22年度入学者選抜から、東京に試験会場を設け、さらに平成23年度入学者選抜から関西・大阪に試験会場(前期入学試験)を設けている。平成24年度入学者選抜からは、愛媛大学にも試験会場を設けている。平成23年度の受験者数は前年度を若干上回ったが、平成24年度は減少し、状況は厳しい。引き続き、多数回の入学試験を多数の会場で実施することにより、受験者の増加を図る。

入学試験合格者の歩留まり率を高めるため、本法科大学院では、入学手続者を主な対象にして、12月から3月までの入学前の期間に、平成22年度及び23年度入学者用に計11回、平成24年度入学者用に7回、公開プレスクーリング(本法科大学院における学習の事前説明及び事前講義の開催等)を実施した。〈別添資料 「四国ロースクール公開プレスクーリング・オープンキャンパス」開催のお知らせ(資料番号32)〉

引き続き、入学前教育のプレスクーリングの内容を充実させることによって、歩留まり率を改善する。

### 基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

(1) 司法試験の合格状況を踏まえ、より質の高い入学者を確保することが重要であると考え、入学者選抜の改善の取り組みを実施してきている。まず、入学者選抜の合否判定において、適性試験の最低基準を設け、適性試験管理委員会公表の得点分布において、上位85%程度に位置する得点に満たないものは、総合点のいかんに関らず、不合格とすることにより、質の高い入学者を確保している。〈別添資料 適性試験の成績(資料番号31)〉〈別添資料 平成25年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科(法科大学院)学生募集要項(資料番号2)4頁〉

さらに、平成22年度入学者選抜から入学定員を30人から20人に見直した。平成23年度及び平成24年度入学者選抜では、競争倍率2倍を達成している。【解釈指針6-2-3-1】〈資料6-1-5-1〉

他方で、入学者数は減少する結果となっており、在籍者数は収容定員をかなり下回っている。〈資料6-1-5-1〉

学生が切磋琢磨して勉学に励み能力を高めるためには、少なくとも20人程度の質の高い入学者を確保することが望ましい。入学定員の見直し後も入学定員見直し前の専任教員数を維持し、司法試験の合格率を改善するため、より徹底した少人数教育の充実を図っている。原級留置者が出ているが、その主な原因は、教育の質の高さを保つために成績評価と進級要件を厳格にしていることにある。修了者の進路は、殆どが司法試験の受

験に取り組んでおり、修了後すぐに公務員、民間企業等の進路を選択する者は少数である。それぞれの人数から見ても無理のない範囲にとどまっており、進路の状況から見ても、当面、定員を更に見直すことは適切でないと考えている。《資料1-1-2-2》

《資料6-2-3-1》競争倍率の推移

	受験者数	合格者数	競争倍率
平成16年度	269	57	4.7
平成17年度	149	82	1.8
平成18年度	135	75	1.8
平成19年度	166	74	2.2
平成20年度	133	70	1.9
平成21年度	67	44	1.5
平成22年度	39	36	1.1
平成23年度	45	22	2.0
平成24年度	34	17	2.0

(出典：HP>データ倉庫>入試データから作成)

(2) より多くの受験生ひいては質の高い入学者を確保するため、以下のような改善措置をとっている。

従来、活動内容が外部に対して十分発信されておらず、本法科大学院の魅力が十分アピールされていなかったという反省を踏まえ、HPやパンフレットを改善する等の広報活動の強化を図っている。とりわけ四国地方の学生に対し、より早い時期からロースクール・法学に関心を持つ機会を提供しながら本法科大学院を受験する学生を掘り起こすことを目的として、四国の大学(香川大学・愛媛大学・徳島大学・高知大学・松山大学)において、それぞれの大学の教員の協力を得て、実務家教員による公開講座と同時に本法科大学院の説明会を実施している。<別添資料 四国ロースクール-香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科公開講座(&進学説明会)案内(資料番号28)><別添資料 四国ロースクール-香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科-入試説明会 松山大学(資料番号29)>

また、東京及び大阪で実施される共同の入試説明会に参加している。

(3) さらに、平成23年度入学者選抜から前期入試(8月)を加え、後期(11月)及び二次募集と合わせて3回の入試を実施し、入試回数を増やすことによって、より多くの受験機会を受験者に提供している。

入試会場について、当初香川大学のみを入試会場としていたが、平成22年度入学者選抜からは東京会場(11月入試)を設け、さらに平成23年度入学者選抜から関西・大阪会場(前期8月入試)を設けている。このことによって、関東・関西在住者に受験の可能性を提供する。加えて、平成24年度入学者選抜においては、香川大学・愛媛大学連合法務研

究科の特徴を生かして、愛媛大学も入試会場とし、受験者の便宜を図っている。平成 25 年度入学者選抜では引き続き、前期(8月)・後期(10月末)を実施し、入試会場は香川大学、愛媛大学及び東京会場に設ける。

(4)平成 23 年度入学者選抜から、2 年コース志願者の受験の可能性を高めるために、2 年コースの選抜方法を変更している。2 年コース志願者に対しては、従来課していた小論文試験を課さず、筆記試験を専門科目のみとする既修者試験を課している。

(5)平成 22 年度入学者選抜から、四国ロースクール特別授業料免除制度を設けることによって、学生の授業料面での負担を軽減することにより、優秀な入学者をより多く確保する対策をとった。〈別添資料 香川大学特別授業料免除(連合法務研究科生)に関する取扱要項(資料番号 33)〉

優秀な入学者の確保を目的として、入学手続者を対象にして、12 月頃から翌年 3 月まで 10 回前後、本法科大学院の教員による公開プレスクーリング(本法科大学院における学習の事前説明及事前講義)を実施している。〈別添資料 「四国ロースクール公開プレスクーリング・オープンキャンパス」開催のお知らせ(資料番号 32)〉

## 2 特長及び課題等

### 〈特長〉

(1)四国地域唯一の法科大学院として地域に親しみ、活躍する法曹を数多く養成するために、四国地域内における入試説明会の実施に力を入れており、毎年、香川大学、愛媛大学、徳島大学、高知大学において、それぞれの大学の教員の協力を得て、入試説明会を実施している。平成 22 年度からは、同時に実務家教員による公開講座を地域に対して提供し、さらに松山大学においても入試説明会・公開講座を開催している。

(2)他学部卒業者・社会人経験者を対象に 3 割の優先的合格枠を設け、その知識・経験を重視した特別の配点比率による選抜を実施することにより、多様な法曹の養成のニーズに応えている。過去の入学者に占める他学部卒業者・社会人経験者の割合は、目標の 3 割を超えており、多様な人材を確保している。

(3)12 月頃から翌年 3 月まで 10 回前後、本法科大学院の教員による「四国ロースクール公開プレスクーリング・オープンキャンパス」を実施している。基本的には入学手続者を対象にしているが、オープンキャンパスを兼ねて、本法科大学院の講義を一般に公開している。

### 〈課題等〉

受験者数が年々減少している中で、受験者数と入学者数を増加させることが課題である。HP やパンフレットを改善する等、広報活動の強化を図り、説明会等を開催し、本法科大学院の特色・活動内容を積極的にアピールしている。さらに、学生の授業料面での負担を軽減するため、四国ロースクール特別授業料免除制度を維持する。入学者選抜については、3 回の入試を実施し、学外検査場を維持し、より多くの四国在住者及び関東・関西圏の受験者数の維持、増大を図る。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7-1 学習支援

##### 基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

##### (1) 履修に関する指導

毎年4月、新学期の開始直前に、新入生・在学生別に、修学及び履修に関する教務ガイダンスを教務・設備委員会が行っている。〈別添資料 教務ガイダンス資料(資料番号34)〉

また、履修登録に際しては、学務第一係あるいは教務・設備委員会委員が、学生からの個別の質問や相談に随時応じている。

なお、本法科大学院では、学生1人につき教員2人を担任として割り振る指導教員制を導入しており、指導教員は、履修・学習相談を含む各種の相談に対応し、学生ごとに作成された学生カルテも利用して、必要な指導・助言を行っている。平成24年度新入生からは、学年主任制を採用し、当該学年の学生全員に共通する主任1人と副主任3人をあて、平成24年度入学生については、主任と副主任1人とがペアになり3組がそれぞれ新入生2人ずつを担当している。【解釈指針7-1-1-1】〈別添資料 指導教員の割り振り一覧表(資料番号35)〉〈別添資料 学生カルテのサンプル(資料番号36)〉

##### (2) 入学に際しての配慮

本法科大学院では、入学前導入教育である「四国ロースクール公開プレスクーリング」を実施している。従前から実施してきたプレスクーリングを平成22年度から強化したもので、特に法学未修者が授業に支障なく臨めるように、法科大学院での学習方法や各科目の概要等を説明している。〈別添資料 「四国ロースクール公開プレスクーリング・オープンキャンパス」開催のお知らせ(資料番号32)〉

参加は任意だが、遠方在住等の事情により参加困難な入学予定者に配慮して、配付資料等を郵送している。

また、本法科大学院の入学者は法学未修者が主であることから、前期の途中(例年5月下旬～6月上旬)に指導教員(上記(1)参照)が行う個人面談において、入学後における法律基本科目の学習状況等を把握し、必要な助言を行っている。【解釈指針7-1-1-2】〈別添資料 個人面談報告書のサンプル(資料番号37)〉

##### (3) オフィスアワー

授業終了直後、教員は学生からの質問に応じているが、これとは別に、個々の学生に

対する丁寧な学習指導等が行えるように、各教員のオフィスアワーを設定している。修学案内では、「オフィスアワー表」を掲載し、実施場所・曜日時間を明示するとともに、各科目のシラバス末尾にもオフィスアワーの欄を設けて、学生に周知している。〈別添資料 平成24年度修学案内（資料番号1）54頁〉

学生は、通常、予約無しでオフィスアワーを利用できる。【解釈指針7-1-1-3】

#### （4）弁護士チューター制・修了生チューター制

本法科大学院では、四国弁護士会連合会の支援を得て、地元の若手弁護士がチューターになり学習支援を行っている。弁護士チューターは、法律基本科目等の授業について、教員のみでは対応しきれない学生からの個別の質問や相談に応じ、若手弁護士にしかできないであろう助言を行っている。また、本法科大学院の修了生で短答式試験に合格した者が、論文式試験合格までの間チューターになり、自らも授業に参加したうえ後輩学生の質問に応じたりしている。【解釈指針7-1-1-2】【解釈指針7-1-1-4】  
〈別添資料 平成23年度特定施策推進経費（臨時）要求書（資料番号38）〉

#### （5）その他（修了生に向けた支援）

本法科大学院では、修了後5年以内であれば、低額の法務研修料を納めることにより、香川大学又は愛媛大学の施設（自習室等）を利用しながら司法試験受験等に向けた学習を行える法務研修生制度を設けている。〈別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務研修生規程（資料番号39）〉

法務研修生を含む修了生は、希望すれば、上記（4）の弁護士チューター制度を利用し、指導を受けることができる。

## 7-2 生活支援等

### 基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

（基準7-2-1に係る状況）

#### （1）経済的支援

一般的なものとしては、日本学生支援機構の奨学金制度があり、本法科大学院の学生も、多数の者が奨学生となっている。〈資料7-2-1-1〉



## 《資料7-2-1-1》日本学生支援機構奨学生数（平成23年度）

区分	第一種（無利子）			第二種（有利子）			計	
	1年	2年	3年	1年	2年	3年	第一種	第二種
連合法務研究科	4	4	3	2	1	3	11	6

(出典：学生生活支援グループ保有データから作成)

大学により実施されている経済的支援措置としては、申請に基づき、家庭状況や学力等一定の基準を満たす学生につき、年間授業料の半額又は全額を免除する制度があり、本法科大学院の学生も、多数この措置による支援を受けている。《資料7-2-1-2》<別添資料 香川大学授業料及び寄宿料の免除等に関する規程（資料番号40）>

## 《資料7-2-1-2》香川大学授業料免除状況（平成23年度）

区分	学期	内訳			
		申請者数	全額免除	半額免除	不許可
連合法務研究科	前期	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
		5	0	3	2
	後期	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
		3	0	1	2

(出典：学生生活支援グループ保有データから作成)

同様に、入学料についても、これを免除ないし徴収猶予する制度がある。ただし、全額免除者はいない。《資料7-2-1-3》<別添資料 香川大学における入学料の免除及び徴収猶予取扱規程（資料番号41）>

## 《資料7-2-1-3》香川大学入学料免除及び徴収猶予状況

連合法務研究科	入学料半額免除者数	入学料徴収猶予者数
平成18年度	3	0
平成19年度	2	2
平成20年度	4	6
平成21年度	1	2
平成22年度	1	3
平成23年度	2	5

(出典：学生生活支援グループ保有データから作成)

また、学業成績等を基に特待生を選考し、当該学年の後期分授業料を全額免除する制度（学部、大学院とも、1年次の学生を除く。）が導入されている。これにより、特に成績が優秀と認められる特待生については、家庭状況や経済状況のいかんに関わらず、本人の申請によることなく、当該年度の後期の授業料が免除され、本法科大学院からも、毎年1人ないし2人の学生が本制度により特待生に選ばれている。〈別添資料 香川大学特待生（学業）授業料免除選考基準（資料番号42）〉

さらに、平成22年度からは、本法科大学院が行う入学者選抜試験結果の上位者5人につき、在籍期間中の授業料を全額免除する制度が導入され、以降、毎年度、5人の全額免除者を認定している。【解釈指針7-2-1-1】〈別添資料 香川大学特別授業料免除（連合法務研究科生）に関する取扱要項（資料番号33）〉

## （2）学生生活支援

学生の健康、ハラスメントに関する相談体制は、大学が設ける制度と連携しながら整備している。

香川大学保健管理センターは、定期健康診断のほか、心や体の健康に関する相談に随時応じており、学生は、事前に予約をすれば、医師、保健師及び臨床心理士の資格を有する専門のカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる。同センターの利用案内等は、HP（>機構・センター>保健管理センター）でも学生に周知されている。〈別添資料 香川大学ウェブサイト「保健管理センター」（資料番号43）〉

ハラスメントに関しては、全学の体制としてハラスメント相談員が置かれている。相談員の連絡先（電子メールアドレス、電話番号）は学生に公表されており、随時相談を受け付けることができる体制となっている（HP>学生生活・就職>学生生活の手引き>相談窓口>ハラスメント相談）。〈別添資料 国立大学法人香川大学ハラスメント防止規則（資料番号44）〉

本法科大学院から、現在は男性教員1人が相談員となっている。〈別添資料 国立大学法人香川大学ハラスメント防止規則（資料番号44）第5条(1)〉

その他、香川大学学生生活支援グループにより、「なんでも相談窓口」が設けられており、研究交流棟1階の窓口において、学生からの各種相談を広く受け付ける体制が整えられている。同窓口の利用案内は、HP（>学生生活・就職>学生生活の手引き>相談窓口>なんでも相談窓口）において学生に周知されている。【解釈指針7-2-1-2】〈別添資料 香川大学ウェブサイト「なんでも相談窓口」（資料番号45）〉

### 7-3 障害のある学生に対する支援

#### 基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

（1）修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

（2）修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

### (1) 基本的な施設及び設備の充実

本法科大学院の施設（香川大学法学部及び香川大学大学院地域マネジメント研究科との共用）には、車イス用のスロープ、エレベーター、障害者用のトイレが設置されており、身体に障害のある学生の受け入れができる環境を整えている。〈別添資料 スロープ配置図（資料番号46）〉

### (2) 修学上の支援措置等

本法科大学院では、入学者選抜試験の前段階で、身体に障害のある者等、受験上特別な措置及び修学上特別な配慮を必要とする可能性がある入学志願者については、出願に先立ち、予め相談を受け付けることとしている。〈資料7-3-1-1〉〈別添資料 平成25年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科（法科大学院）学生募集要項（資料番号2）7頁〉

これにより、早期に情報を把握し、入学直後から速やかに対応をとることができる。

〈資料7-3-1-1〉障害を有する入学志願者との事前相談について

相談の時期：前期は平成24年7月6日（金）、後期は平成24年9月14日（金）までとします。

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び8月13日から8月17日を除きます。

（受付時間：9時～17時）

相談の方法：申請書（様式自由、健康診断書等必要書類添付）を提出することとし、必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る者との面談等を行います。

連絡先：香川大学法学部・経済学部学務第一係 〒760-8523 高松市幸町2番1号

TEL (087)832-1806

（出典：別添資料 平成25年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科（法科大学院）学生募集要項（資料番号2）7頁より）

身体に障害のある学生が入学した後においては、テイクノートや文字情報による資料の配付等障害の事情に応じた支援を行うこととなっている。本法科大学院は、学生定員が少人数であり、1クラスの規模も小さいことから、具体的な障害の事情に応じて個々に対応することが可能であり、障害のある学生の修学においても必要なケアを十分行える態勢にある。

## 7-4 職業支援（キャリア支援）

### 基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

(基準7-4-1に係る状況)

### (1) キャリア支援センター

香川大学には、学生の進路相談に応じることを目的に「キャリア支援センター」が設置されており、進路選択に必要な情報の収集・管理・提供等が行われている。また、希望する学生は、キャリア・コンサルタントの資格を有する就職指導相談員による面談を受けることもできる。本法科大学院の学生も同センターの利用実績があり、本法科大学院のHPにも同センターの利用案内を掲示している(HP>機構・センター>教育・学生支援機構>キャリア支援センター)。<別添資料 香川大学ウェブサイト「キャリア支援センター」(資料番号47)>

### (2) 指導教員制(学年主任制)

本法科大学院では、各学生につき2人の教員を担任とする指導教員制(平成24年度新入生からは学年主任制)を採っており、進路に関する相談にも随時応じている。また、各担任により実施される個人面談等の機会を通じて、必要と思われる学生に対しては、教員からも上記キャリア支援センターの利用を勧めることとしている。<別添資料 指導教員の割振り一覧表(資料番号35)>

### (3) ジュリナビ

法科大学院修了生及び在学生向けの就職・キャリアプランニング支援を目的として、現在、全国70校の法科大学院の共同プロジェクトとして運用されているジュリナビに本法科大学院も参加しており、学生に利用を促している。平成23年度からは、新入生につき、全員をジュリナビに登録させ、固有のメールアドレスを付与することとした。未登録の在学生についても、個別の電子メール配信等による推奨を行い、登録者数の増加を図ることとしている。

### (4) 法曹関係者との接触

本法科大学院では、学生が法曹関係者と直に接し、進路選択に関する情報を得ることができる機会をできるだけ多く設けるように配慮している。新入生歓迎会、地元弁護士の協力のもと実施している無料法律相談、学習相談会、あるいは、弁護士チューター制度等による弁護士との接触を通じて、参加した学生は、進路に関する貴重なアドバイスを受けることもできる。

また、平成22年度には、本法科大学院修了生の就職支援を目的として、四国弁護士会連合会との間で、就職情報ネットワークの構築に向けた取り組みを行うこととし、協議の結果、平成23年度からは、在学生、修了生で情報を提供した者については、四国四県の各弁護士会を通じて弁護士が、当該情報にアクセスできる環境を整えてもらうこととなった。<別添資料 修了生就職支援ご協力のお祝い等(資料番号48)>

## 2 特長及び課題等

<特長>

(1) 入学定員が20人と少人数であるのに対し、19人の専任教員を配しており、学生と教員が密度の高いコミュニケーションをとれる環境にある。これを活かし、指導教員制のもと実施する個人面談等を通じて、きめ細かな指導・助言を実践している。

(2) 四国弁護士会連合会の支援を得て、学習相談会や弁護士チューターによる助言等を受けることができる。

(3) 法曹を志望する学生の経済的負担をできるだけ軽減するため、大学が設ける入学金・授業料の各種免除措置に加え、本法科大学院については、特別授業料免除制度が設けられている。

#### <課題等>

(1) 修了生については、アンケートや電話連絡等で、現況の把握に努めているが、進路選択に関する助言や学習支援サービスの提供等、アフターケアの面で、なお強化すべき余地がある。

(2) オフィスアワーの利用について、全体的にみれば、学生側があまり積極的ではない。オフィスアワーの活性化・有効活用策は、さらに検討を加えるべき課題である。

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 教員の資格及び評価

##### 基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、平成24年度において入学定員20人に対し19人の専任教員、8人の兼任教員及び12人の兼任教員を配置している。

その配置の内訳(専任教員については延べ人数)は、以下のとおりである。

- ① 法律基本科目に属する41(旧カリキュラム科目1を含む。)の授業科目について、専任教員17人、兼任教員1人、兼任教員3人
- ② 実務基礎科目に属する13の授業科目について、専任教員7人、兼任教員1人、兼任教員2人
- ③ 基礎法学・隣接科目に属する7の授業科目(開講5科目)について、専任教員0人、兼任教員4人、兼任教員1人

展開・先端科目に属する25の授業科目(開講21科目)について、専任教員6人、兼任教員2人、兼任教員6人

<別添資料 教員一覧(様式3)(資料番号49)><別添資料 科目別専任教員一覧(様式4)(資料番号50)>

実務への架橋としての教育を施すために、実務家教員については6人の専任教員に加えて、最高裁判所派遣裁判官、法務省派遣検察官を含む7人の兼任教員を任用し、法律実務基礎科目、法律基本科目の演習形式の科目及び展開・先端科目に配置している。

##### 基準8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8-1-2に係る状況)

(1) 教員業績調書にあるとおり、本法科大学院における専任教員のうち、研究者教員はすべて、専攻分野について教育上又は研究上の業績を有する者であり、実務家教員はすべて、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者であって、いずれも、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門

教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有している。

専任教員のうち実務経験を有する教員は計8人（実務家教員6人及び研究者教員2人）おり、主に法律基本科目及び法律実務基礎科目にそれぞれ配置している。＜別添資料 教員一覧（様式3）（資料番号49）＞＜別添資料 科目別専任教員一覧（様式4）（資料番号50）＞

（2）本法科大学院の専任教員19人は、すべて本法科大学院の「専」、「実・専」又は「実・み」の教員であり、香川大学又は愛媛大学の学部、研究科又は専門職大学院の専任教員を兼ねる「専・他」の教員はいない【解釈指針8-1-2-1】【解釈指針8-1-2-2】＜別添資料 教員一覧（様式3）（資料番号49）＞

### 基準8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準8-1-3に係る状況）

#### （1）専任教員

平成23年度から香川大学においては各部局の教員所属組織と教育研究組織が分離され、本法科大学院の香川大学の専任教員は法学部の専任教員とともに法学研究院に所属している。＜別添資料 香川大学法学研究院規程（資料番号51）＞

本法科大学院の専任教員の採用、昇任及び再任は、香川大学所属の教員については、本法科大学院の教員選考規程及び法学研究院の教員選考規程に基づき、本法科大学院の運営会議及び教授会、法学研究院の人事委員会及び運営会議、並びに本法科大学院又は法学研究院の教員選考委員会又は昇任委員会の議を経て、法学研究院の教授会（採用及び昇任の場合）又は運営会議（再任の場合）が可否を決定する。愛媛大学所属の教員の採用及び再任については、本法科大学院の教員選考規程に基づき、本法科大学院の運営会議及び教員選考委員会の議を経て、本法科大学院の教授会が可否を決定する。

専任教員の採用は本法科大学院の任用計画に従って行う。採用、昇任及び再任のいずれについても本法科大学院の発議により手続を進め、実質的な審査及び判断は本法科大学院によって行うこととしている。

教員の教育上の指導能力等を適切に評価するために、教育研究又は実務上の業績及び経験年数について、法科大学院認証評価における教員組織調査の基準と整合する基準を本法科大学院の教員選考規程等に定め、提出された履歴書、業績等の書類等により、基準に適合するか否かを厳格に審査し判断している。＜別添資料 香川大学法学研究院教授会規程（資料番号52）＞＜別添資料 香川大学法学研究院教員選考規程（資料番号53）＞＜別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考規程（資料番号54）＞＜別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考に関する申合せ（資料番号55）＞

#### （2）兼担・兼任教員

本法科大学院の兼担・兼任教員の採用については、本法科大学院の教員選考規程と兼担及び兼任教員の選考に関する内規に基づいて、「教育上主要と認められる授業科目」を担当する兼担・兼任教員については専任教員の選考基準及び選考手続を準用し、その他の兼担・兼任教員の選考は、教育経験や業績等を参酌して教務・設備委員会が候補者を本法科大学院の教授会に提案し、教授会において可否を決定している。〈別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考規程（資料番号 54）〉〈別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科兼担及び兼任教員の選考に関する内規（資料番号 56）〉

## 8-2 専任教員の配置及び構成

### 基準 8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

（1）本法科大学院（法務専攻のみの1専攻）では、入学定員20人（収容定員60人）に対し専任教員19人を配置しており、基準8-2-1の規定により必要な数（12人）を上回っている。いずれも、1専攻に限り、専任教員として取り扱われている。【解釈指針8-2-1-1】

19人のうち教授は13人であり、半数を上回る。【解釈指針8-2-1-2】

（2）ビジネスロー及び環境法を重視する本法科大学院の特徴としている経済法及び環境法の担当については経済法1人、環境法1人の計2人の専任教員を配置している。【解釈指針8-2-1-3】〈別添資料 教員一覧（様式3）（資料番号49）〉

### 基準 8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準8-2-2に係る状況）

本法科大学院では、必修の法律基本科目（基礎科目群及び基幹科目群の科目）について、憲法に2人、行政法に1人、民法に4人、商法に2人、民事訴訟法に2人、刑法に



2人、刑事訴訟法に1人の専任教員を配置し、各分野においていずれも適切に指導できる専任教員を1人以上配置している。〈別添資料 科目別専任教員数一覧（様式4）（資料番号50）〉

本法科大学院の入学定員は20人であるから、100人を超える法科大学院についての【解釈指針の8-2-2-1】は該当しない。

### 基準8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

（基準8-2-3に係る状況）

#### （1）科目別配置及び年齢構成

専任教員の科目別配置は、延べ人数で、①必修の法律基本科目について、憲法2人、行政法1人、民法4人、商法2人、民事訴訟法2人、刑法2人、刑事訴訟法1人、②実務基礎科目について7人、③基礎法学・隣接科目について0人、④展開・先端科目について6人である。

本法科大学院はビジネスローに精通し環境保全を推進する法曹の養成を重視しているので、展開・先端科目のうち「経済法(1)」、「経済法(2)」、「経済法演習」、「国際経済法」の担当に専任教員1人、「環境法(1)」、「環境法演習」の担当に、法律基本科目をも担当する専任教員1人を配置しており、本法科大学院の教育目的に応じた適正な配置を行っている。

また、「労働法」、「労働法演習」、「社会保障法」の担当に専任教員1人を配置し、「倒産法」、「倒産法演習」の担当にも、法律基本科目をも担当する専任教員2人を配置している。

専任教員の年齢構成は、30歳代4人（21.1%）、40歳代5人（26.3%）、50歳代3人（15.8%）、60歳代6人（31.6%）70歳代1人（5.3%）であり、年齢バランスは適正である。【解釈指針8-2-3-1】〈別添資料 教員一覧（様式3）（資料番号49）〉〈別添資料 科目別専任教員数一覧（様式4）（資料番号50）〉

#### （2）教育上主要と認められる授業科目担当の専任教員

本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目は、本法科大学院教育のコアである法律基本科目に当たる必修の基礎科目群及び基幹科目群科目、選択必修の基礎演習科目群及び総合演習科目群科目（計68単位）と、実務基礎科目群の必修科目（計13単位）であり、その殆どに専任教員が配置されている。実務基礎科目群のうち「民事裁判演習」（2単位）及び「刑事裁判演習」（2単位）を、専任教員のほかに最高裁判所又は法務省の派遣教員が担当している。

本法科大学院は、ビジネスローと環境法に優れた法曹養成を目指しているところから、このことを念頭においた履修モデルを「修学案内」に示している。これらビジネスロー

群と環境法群の授業科目（いずれも展開・先端科目群に属する選択科目である。）のうち、ビジネスロー群の中核である「経済法(1)」(2単位)及び環境法群の中核である「環境法(1)」(2単位)も、本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目である。これらの授業科目も専任教員が担当している。【解釈指針8-2-3-1】<別添資料 平成24年度修学案内(資料番号1)10~11頁><別添資料 教員一覧(様式3)(資料番号49)>

### (3) 必修科目担当の専任教員の割合

本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目のうち必修科目の全体数(クラス単位:一の授業科目を複数クラスで実施している場合は、当該複数クラス数を授業科目数に算入する。)は、①基礎科目群18科目(18科目×1クラス)、②基幹科目群10科目(10科目×1クラス)、③実務基礎科目群の必修科目9科目(7科目×1クラス+1科目×2クラス)の合計37科目である。

これらの授業科目のうち専任教員が担当するものは36科目であり、97%を占める。<別添資料 開講授業科目一覧(様式1)(資料番号10)>

#### 基準8-2-4:重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8-2-4に係る状況)

#### (1) 実務家教員

本法科大学院の場合、基準8-2-1に定める専任教員は12人であり、必要とされる実務家教員はおおむね3人以上である。本法科大学院の専任教員19人のうち専攻分野において5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する実務家教員は6人であり、上記基準を満たしている。

民事系分野においては、弁護士の経験が豊富な2人が「民事法演習(4)」及び「民事法演習(5)」の一部を担当し、裁判官の経験が豊富な1人が「民事裁判演習」及び「要件事実論」を担当している。

刑事系分野においては、弁護士及び大学教員の経験と研究業績が豊富な1人が、「刑事訴訟法」、「刑事法演習(3)」、「刑事法基礎演習(2)」、「刑事法総合演習(1)」及び「刑事法総合演習(2)」を担当し、弁護士の経験が豊富な2人が「刑事訴訟実務」及び「刑事裁判演習」を担当している。

これらの実務家教員は、さらに、「法曹倫理」、「リーガル・クリニック(1)」、「リーガル・クリニック(2)」、「リーガル・クリニック(3)」、「エクスターンシップ(1)」、「エクスターンシップ(2)」、「エクスターンシップ(3)」を担当するとともに、かかる臨床法学教育の一環として平成22年度から開設した「四国ロースクール無料法律相談所」の運営にも協力している。【解釈指針8-2-4-1】<別添資料 教員一覧(様式3)(資料番号49)><別添資料 四国ロースクール無料法律相談所開設趣意書(資料番号57)>

## (2) みなし専任教員

弁護士及び大学教員の経験と研究業績が豊富な1人は、実務家・みなし専任教員である。

この教員は「刑事訴訟法」及び「刑事法演習(3)」各2単位、「刑事法基礎演習(2)」1単位、「刑事法総合演習(1)」及び「刑事法総合演習(2)」各0.5単位、合計6単位の授業科目を担当し、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う。【解釈指針8-2-4-2】《資料8-2-4-1》

《資料8-2-4-1》 みなし専任教員の地位

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授会規程（抜粋）

（組織）

第2条 教授会は、香川大学組織規則第15条第2項に定める香川大学・愛媛大学連合法務研究科（以下「本研究科」という。）の授業等を主として担当する教授及び准教授（以下「教員」という。）をもって組織する。

2 前項の教員（みなし専任を含む。）は、香川大学所属の教員及び愛媛大学所属の教員とする。

（出典：香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授会規程より）

### 基準8-2-5

基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準8-2-5に係る状況）

基準8-2-4に規定する本法科大学院の実務家専任教員6人は、いずれも法曹（弁護士、裁判官又は検察官）としての高度の実務能力を有し、10年以上の実務経験を有する者である。＜別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員組織（資料番号58）＞

## 8-3 教員の教育研究環境

### 基準8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準8-3-1に係る状況）

本法科大学院の専任教員の授業負担は他研究科及び学部等の授業を含め、ほぼ全員が20単位以内であり、一部20単位を超える専任教員がいるが、30単位を超えておらず、授業負担は適正な範囲内にとどめられている。【解釈指針8-3-1-1】

なお、兼任教員の授業負担も、殆ど 20 単位以内であり、30 単位を超えていない。〈別添資料 教員一覧（様式 3）（資料番号 49）〉

### 基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8-3-2 に係る状況）

本法科大学院は香川大学と愛媛大学との連合形態の法科大学院であり、本法科大学院の専任教員は、原則として所属するそれぞれの大学の身分又は勤務条件に基づくことになる。

専任教員の教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年毎に相当の研究専念期間を与える、いわゆるサバティカル制度について、香川大学においては平成 20 年 4 月にサバティカル規程が制定された。本法科大学院の香川大学所属の教員は、この規程の適用を受ける。〈別添資料 国立大学法人香川大学サバティカル規程（資料番号 59）〉

愛媛大学においても、平成 18 年 12 月に「愛媛大学教員研修専念期間規程」が制定された。本法科大学院の愛媛大学所属の教員は、この規程の適用を受ける。〈別添資料 国立大学法人愛媛大学教員のサバティカル制度に関する規程（資料番号 60）〉

本法科大学院では、授業担当の確保等の条件が整う限り教員の海外研修を認めることができる制度を定めた。この制度に従って、香川大学所属の教員 1 人が、平成 24 年度後期から 1 年間、海外研修を行う。〈別添資料 教員の海外研修についての教授会申合せ（資料番号 61）〉

### 基準 8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8-3-3 に係る状況）

（1）法科大学院の専任教員の教育上の職務は、学務第一係の事務職員が補助しているが、その事務職員のみでは対応が難しいと思われる法科大学院の HP 作成支援、学生に対する IT 支援、学生自習室の図書管理等の業務を補佐するために、非常勤の事務補佐員 1 人を配置している。とくに IT 関連能力があることを面接において確認して採用しており、現在まで支障が生じたことはない。

（2）法学部資料室に法学部の助手 1 人及び事務補佐員 2 人が配置されており、資料の整理・情報提供、香川大学法学会の活動の補助等を行って、専任教員の研究上の職務を補助している。

なお、2 人の補助職員は 1 人ずつ交代で勤務しており、資料室は午前 9 時より午後 9 時まで開放されているので、年間を通じての実効的な利用が随時可能となっている。〈別添資料 事務組織図（資料番号 62）〉

## 2 特長及び課題等

### <特長>

(1) 入学定員 20 (収容定員 60 人) に対し専任教員 19 人を配置しているが、平成 24 年 5 月現在で在籍者数は 35 人であるから、教員 1 人あたりの学生数は 2 人である。その結果として、学生の修学指導については申し分のない条件が整備されており、丁寧な個別指導ができています。

(2) 実務への架橋としての教育を施すために、6 人の専任の実務家教員に加えて、最高裁判所派遣裁判官及び法務省派遣検察官を含む 7 人の実務家教員を兼任教員として任用し、法律実務基礎科目だけでなく、法律基本科目の演習形式の科目及び展開・先端科目に配置している。その結果として、専門職大学院としての学生への意識づけや理論と実務の架橋が十分実現されている。

### <課題等>

(1) 専任教員に占める女性教員の比率が 2 割に満たないため、採用人事においては可能な程度において女性教員の比率を高めることを考慮する。

## 第9章 管理運営等

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

##### 基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

##### （1）法科大学院の運営に関する会議

###### ① 連合法務研究科教授会

本法科大学院は、法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、本法科大学院の運営に関する重要事項を審議するために、香川大学組織規則第24条及び香川大学大学院学則第11条に基づき、独自の教授会を置いている。【解釈指針9-1-1-3】《資料9-1-1-1》

##### 《資料9-1-1-1》 教授会設置の根拠

香川大学組織規則

第24条 第14条第1項の学部及び第15条第2項の研究科に、それぞれ教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

香川大学大学院学則

第11条 教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科、農学研究科、地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科に、研究科に関する重要事項を審議するため、それぞれ研究科教授会を置く。

2 前項の教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（出典：香川大学組織規則より）

教授会は、連合法務研究科教授会規程第2条に基づき、本法科大学院の専任の教授及び准教授をもって組織する。本法科大学院の専任教員とみなされる者も、その構成員にすることができるように定めている。【解釈指針9-1-1-2】《資料9-1-1-2》

《資料9-1-1-2》 教授会の組織

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授会規程

(組織)

第2条 教授会は、香川大学組織規則第15条第2項に定める香川大学・愛媛大学連合法務研究科（以下「本研究科」という。）の授業等を主として担当する教授及び准教授（以下「教員」という。）をもって組織する。

2 前項の教員（みなし専任を含む。）は、香川大学所属の教員及び愛媛大学所属の教員とする。

（出典：香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授会規程より）

教授会は、連合法務研究科教授会規程第3条に基づき、本法科大学院の運営に関する重要事項である教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等を審議決定しており、原則として毎月1回開催している。【解釈指針9-1-1-1】

《資料9-1-1-3》

《資料9-1-1-3》 教授会の審議事項

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授会規程

(審議事項)

第3条 教授会は、本研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科長候補者の選考に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 重要な規程その他の制定又は改廃に関する事項
- (4) 重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- (5) 教育研究を担う教員の選考に関する事項
- (6) 自己点検及び評価に関する事項
- (7) 教育課程の編成に関する事項
- (8) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (9) 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (10) その他本研究科長（以下「研究科長」という。）が必要と認める教育又は研究に関する重要事項

（出典：香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授会規程より）

## ② 連合法務研究科運営会議

円滑な運営に資するため、連合法務研究科組織規程第4条に基づき、研究科長、副研究科長、専門委員会の委員長からなる研究科運営会議を置き、研究科長を補佐し、教授会から付託された事項についても審議できる。本法科大学院の教員人事の重要事項も、平成23年4月から研究科運営会議において審議することとし、従来設置していた人事委員会を廃止した。研究科運営会議は毎月1回開催することを、原則としている。【解釈指針9-1-1-1】 <別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組

組織規程（資料番号 20）＞

専門委員会は、教務・設備委員会、入試・広報委員会、FD・教育改善委員会及び地域連携委員会である（連合法務研究科組織規程第7条）。これらの委員会では、関係する教授会審議事項について原案を作成し検討する作業も行っている。【解釈指針9-1-1-1】＜別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程（資料番号 20）＞

## （2）専任の長である研究科長

本法科大学院の校務をつかさどるために、香川大学運営規則第5条に基づき専任の長である研究科長を置いている。《資料9-1-1-4》

《資料9-1-1-4》 研究科長配置の根拠

香川大学運営規則

第5条 本学の研究科に、研究科長を置く。

2 （省略）

3 地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科の研究科長は、当該研究科の教授をもって充てる。

4 研究科長は、本学の運営方針に基づき、当該研究科の校務をつかさどる。

（出典：香川大学運営規則より）

研究科長の職務を助けるため、連合法務研究科組織規程第3条に基づき、副研究科長2人を置いている。なお、副研究科長は平成21年度から2人に増員し、従来の愛媛大学所属の教員から選任される1人に加え、香川大学所属の教員からも1人を選任している。＜別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程（資料番号 20）＞

到達目標を踏まえた教育課程の編成、授業計画の作成・実施、成績評価及び修了認定は、研究科長の責任のもとに教務・設備委員会が作成する原案により教授会において行う。到達目標を踏まえていることについての点検は教務・設備委員会が行い、FD・教育改善委員会による検討も加え、改善が必要な場合は、授業計画等に関するものは直ちに改善し、教育課程の編成等に関するものは研究科運営会議及び教授会の議を経て改善する。

### 基準9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に  
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準9-1-2に係る状況）

本法科大学院の管理運営は、教員組織2部局（法学研究院、経済学研究院）と教育研究組織4部局（本法科大学院、法学部、経済学部、地域マネジメント研究科）の事務を



担当する法学部・経済学部事務課が行う体制となっている。〈別添資料 事務組織図（資料番号 62）〉

法学部・経済学部事務課には、事務課長を総括者にして、事務課長補佐 2 人（庶務・会計関係及び学務関係各 1 人）、総務係 9 人、学務第一係 4 人（本法科大学院及び法学部担当）、学務第二係 6 人（経済学部及び地域マネジメント研究科担当）及び就職・留学生担当 3 人が配置されている。総務係は庶務及び会計の業務を、本法科大学院等関係 4 部局について一体的に担当しているが、事務課長補佐 1 人は本法科大学院の事務を重点的に担当する職責も負う。学務第一係は本法科大学院と法学部の学務及び入試の事務とともに担当しているが、そのうち 1 人は本法科大学院の学務を重点的に担当している。

### 基準 9-1-3

**法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。**

（基準 9-1-3 に係る状況）

（1）本法科大学院の予算は、国から香川大学に交付される運営費交付金のうちから、予算編成等財務運営の基本的方針を定めた「第 2 期中期目標・中期計画期間における財務運営について」に基づき、年度ごとに策定される「予算編成の基本方針」及び「全学予算編成基準」に従って配分される。本法科大学院における教育活動等は、原則として、「全学予算編成基準」の「支出に関する事項」に定められた基準により配分された予算により、運用される。平成 22 年度からは、その原則のみによれば入学定員の削減に伴って本法科大学院の予算が大幅に減少するため、その減少を緩和して教育活動等に支障が生じないように、教育研究基盤活性化推進経費という特別の項目名で、多額の予算額が当初配分予算に加算されている。〈別添資料 本法科大学院の予算・決算書（資料番号 63）〉

大型改修、大型設備、大型物品購入その他教育活動等で当初予算配分以外に必要な不可欠な経費等については、文部科学省への概算要求に加え、学内における設備・施設等の整備事業経費、特定施策推進経費等の各種経費要求の機会が設けられている。この各種要求時に実施されるヒアリングや要求（理由）書の提出等が、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の意見を聴取する適切な機会となっている。本法科大学院にとって特別に必要な経費の要求が、これにより認められてきた。【解釈指針 9-1-3-1】 〈別添資料 予算に関するヒアリング及び協議の概要（資料番号 64）〉

予算配分のセグメント（予算単位）区分では、本法科大学院は法学部と同じセグメントの法学研究院に属している。本法科大学院と法学部とは別個の教育研究組織であるため、同一セグメント予算をそれぞれに配分し執行しているが、もともとは同じセグメントの予算であるので、両部局の枠組みを超えた柔軟な予算の運用を行うことも可能である。

（2）本法科大学院の専任教員である愛媛大学所属の教員が本法科大学院に出講する旅費等の経費と、夏季休業中に愛媛大学において開講される授業に要する学生移動費及

び宿泊費は、愛媛大学が負担している。

また、愛媛大学所属の教員の研究費は、愛媛大学から各教員に配分されている。

(3) これらを総合してみると、本法科大学院は、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な財政的基盤を有している。

ただし、全国的及び全学的に厳しい財政事情のもとで予算の縮減が求められており、必要な予算を確保するために大きな努力が必要とされている。

## 2 特長及び課題等

### <特長>

(1) 研究科運営会議、専門委員会及び特別委員会によって教育活動等の適切な実施を図り、改善を加えていっそう効果的な体制にするよう努めている。

(2) 学内ヒアリングの機会等に特別の経費の必要をアピールして、必要な予算の配分を受けている。

### <課題等>

(1) 小規模の事務体制及び教員数のもとで法科大学院教育の適切な実施に必要な業務をこなし、また、教員の事務負担を軽減するためには、学内外から依頼される種々の調査等について、廃止又は作業量の軽減を求めて実現することが必要である。

(2) 厳しい財政事情のもとで必要な予算を確保するために、大きな努力が必要とされている。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 基準ごとの分析

#### 10-1 施設、設備及び図書館等

##### 基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

#### (1) 教室、演習室

##### (ア) 香川大学側

香川大学においては、次表①～⑦の教室、⑧⑨の演習室が利用可能である。《資料10-1-1-1》<別添資料 香川大学建物配置図(資料番号65)><別添資料 幸町南3号館の見取り図(資料番号66)><別添資料 幸町南6号館の見取り図(資料番号67) 1階及び2階>

《資料10-1-1-1》教室・演習室一覧(香川大学側)

①	第1講義室(80席)	幸町南3号館 ・ 118 m <sup>2</sup>
②	第2講義室(44席)	幸町南3号館 ・ 68 m <sup>2</sup>
③	第4講義室(57席)	幸町南6号館 ・ 69 m <sup>2</sup>
④	第2講義室(51席)	幸町南6号館 ・ 69 m <sup>2</sup>
⑤	模擬法廷室	幸町南3号館 ・ 67 m <sup>2</sup>
⑥	円卓法廷室	幸町南6号館 ・ 53 m <sup>2</sup>
⑦	特別講義室	又信記念館1階・106 m <sup>2</sup>
⑧	第2演習室(20席)	幸町南6号館 ・ 35 m <sup>2</sup>
⑨	第3演習室(20席)	幸町南6号館 ・ 34 m <sup>2</sup>

(出典：香川大学法学部・経済学部総務係保有資料から作成)

①②⑥の教室には、それぞれビデオ会議システムの設備一式を備え、愛媛大学等、他大学との遠隔授業や会議に対応できる。また、①②③⑦の教室では、教材提示装置を備えており、効果的な授業の展開に役立っている。

本法科大学院の1学年の学生定員は20人であり、必要な場合には複数クラスに分けられるため、上記の教室・演習室が受講生にとって手狭となることはない。

##### (イ) 愛媛大学側

愛媛大学においても、次表①～③の演習室を確保している。《資料10-1-1-2

》<別添資料 愛媛大学建物配置図（資料番号 68）><別添資料 総合情報メディアセンターの見取り図（資料番号 69）><別添資料 共通教育管理棟の見取り図（資料番号 70）><別添資料 法文学部講義棟の見取り図（資料番号 71）>

《資料10-1-1-2》		
①	演習室1〔模擬法廷教室〕(117席)	総合情報メディアセンター・228㎡
②	演習室2 (20席)	共通教育管理棟 ・ 45㎡
③	演習室3 (44席)	法文学部講義棟 ・ 124㎡

（出典：愛媛大学保有資料から作成）

愛媛大学の演習室は、もっぱら夏季休業期間に実施される選択科目の講義室として使用しているため、部屋数として必要かつ十分であり、受講生にとって手狭となることはない。【解釈指針10-1-1-1】

### （2）自習室

本法科大学院専用に98席の自習室（幸町南2号館・303㎡）があり、学生一人ひとりに専用のキャレルを割り当てている。また、学生討論室（幸町南3号館・24㎡）を1室確保している。自習室及び学生討論室は、入退館システムにより1年中24時間の利用が可能である。<別添資料 自習室の見取り図（資料番号72）>

自習室の各キャレルには学内LANに接続する情報コンセントが備わっている。自習室に端末パソコンを持ち込むことによりインターネットへの常時接続が可能となるとともに、自習室に設置しているネットワーク・プリンタを利用しての印刷も可能である。なお、自習室に設置しているプリンタはスキャナと結ばれており、コピー機としても利用できる。<別添資料 自習室の見取り図（資料番号72）>

学内LAN接続により、自習室のパソコン端末から香川大学の図書館や法学資料室に収蔵されている図書資料を検索する「図書館システム蔵書検索(OPAC)」やオンラインデータベースである「判例体系」が利用可能である。自習室と図書館及び法学資料室は近接した位置にあり、学生は、図書検索システムの利用により、効率的に必要な図書資料にアクセスすることができる。<別添資料 香川大学建物配置図（資料番号65）>

なお、法務研修生（自己評価書54頁「(5)その他(修了生に向けた支援)」参照)は、希望により、自習室又は研究交流棟3階の大学院研究スペースを利用することができる。大学院研究スペースは、他部局大学院生等との共同利用スペースであるが、法務研修生用に18席を確保しており、各自に専用のキャレルが与えられ、情報コンセントやネットワーク・プリンタ等の設備も備わっている。【解釈指針10-1-1-2】<別添資料 大学院研究スペース見取り図（資料番号73）>

### （3）図書館・法学資料室

教員による教育・研究や学生の学習に必要なかつ有益な図書資料は、主に香川大学図書

館及び法学資料室に収蔵されている。図書館は、和書・洋書合わせて、90万冊を超える図書、2万種を超える雑誌を有しており、毎年随時追加購入されている。このうち、本法学大学院の教員および学生による利用頻度の高い法律・政治系等の図書・雑誌の一部は、法学資料室に配架・分蔵されている。〈別添資料 図書資料に関する統計（資料番号74）〉

#### （ア）図書館

図書館（中央館・7,301㎡）においては、閲覧席数530席を備え、授業期における開館時間は、祝日等を除き、平日は午前9時～午後8時、土曜・日曜は午前9時～午後5時15分である。平成24年度前期の開館時間は、試行的に平日は午前8時30分～午後11時、土曜・日曜は午前10時～午後6時15分としている。なお、利用登録した学生等は、閉館後も午後11時30分まで時間外利用ができる。

図書館には、図書館蔵書検索及びデータベース検索・閲覧用の情報端末機器が設置されており、また、館内において文献複写用のコピー機も利用可能である。

図書の貸出は、教員・学生ともに、一般貸出の場合であれば最大5冊まで2週間、書庫内図書貸出の場合であれば最大で20冊まで2カ月間の貸出を受けることができる。また、図書館入口には、図書の持出し防止システムが設けられており、図書館職員の日常的な管理業務を通じて、図書資料の適切な管理及び維持が図られている。〈別添資料 香川大学学術情報の基礎知識（資料番号75）40～48頁〉

#### （イ）法学資料室

法学資料室は、法学部及び本法学大学院の教員・学生が主たる利用対象者であり、法学及び政治学に関する図書・雑誌・紀要等が収蔵されている。利用時間は、平日の午前9時から午後9時（土曜日は午後1時から6時）で、教員や学生が利用し易いよう配慮されている。なお、教員は職員証（ICカード）を用いることで1年中24時間の利用が可能である。

開架閲覧室・書庫の他に、図書館システム蔵書検索・各種法律情報データベース用の情報端末機器が設置されている。また、書庫内及び印刷室には、コピー機が設置されており、法学資料室所蔵の図書資料を複写することができる。〈別添資料 幸町南6号館の見取り図（資料番号67）4階〉

法学資料室所蔵の図書資料については、法学資料室スタッフの日常的な管理業務を通じて、適切な管理及び維持が図られている。なお、法学資料室の蔵書（雑誌に限る）は、学生の場合であれば、学生証と交換で当日限りの貸出が認められている。

#### （ウ）自習室配架図書

学生が使用する頻度が高いと考えられる参考図書や判例集等については、自習室内の書架にも一部配置しており、学生が利用し易い学習環境の整備に配慮している。自習室内でのみ利用可能であり、貸出は行っていないが、必要な場合は自習室内でコピーをとることができる。【解釈指針10-1-1-3】

#### （エ）図書館・法学資料室の職員

図書業務に従事する職員は、図書館（中央館）の業務については職員19人（常勤職員10人、非常勤職員9人）、法学資料室の業務については助手1人と非常勤職員2人が従事している。このうち、図書館の職員6人、法学資料室の助手1人は司書の資格を有して

いる。また、図書館には情報サービスの対応窓口があり、その職員は全分野につき学術情報を調査提供する技量を備えている。〈別添資料 香川大学学術情報の基礎知識（資料番号75）44頁「5 レファレンスサービス」〉

法学資料室の助手は、全国の法律図書館職員で構成されている「法律図書館連絡会」に賛助員として参加し、研修を重ねており、法情報調査に関する基本的素養を備えている。なお、自習室内の図書については、事務補佐員が教務・設備委員会の指揮のもとで図書管理の業務に携わっている。【解釈指針10-1-1-4】

#### （4）教員室

教員室については、幸町南6号館に13室、幸町南3号館に2室を確保し、これを香川大学所属の専任教員に各1室ずつ割り当てている。このほかに、幸町南6号館に法務研究科長室を1室確保している。いずれも20㎡以上の部屋であり、教員が研究及び授業準備を行う場として十分な広さを有するとともに、1年中24時間の使用が可能である。〈別添資料 幸町南3号館の見取り図（資料番号66）2階〉〈別添資料 幸町南6号館の見取り図（資料番号67）2～5階〉

愛媛大学所属の専任教員が香川大学において勤務する際に使用する研究室としては、図書館と研究交流棟にスペースを確保している。いずれも、共同研究室ではあるが、衝突等の利用で、個人研究室と同様の機能を果している。〈別添資料 図書館の見取り図（資料番号76）法科大学院教員研究室〉〈別添資料 研究交流棟（4階・法科大学院教員研究室）の見取り図（資料番号77）〉

また、派遣教員控室として2室（幸町南3号館、幸町南6号館）、非常勤講師控室として1室（幸町南6号館）を確保し、非常勤教員が授業準備等を支障なく行えるよう配慮している。なお、幸町南6号館の派遣教員控室は、本法科大学院のIT支援及び図書管理業務を補佐する非常勤の事務補佐員の勤務室として兼用している。〈別添資料 幸町南3号館の見取り図（資料番号66）2階〉〈別添資料 幸町南6号館の見取り図（資料番号67）2～5階〉

上記の専任教員研究室、派遣教員控室及び非常勤講師控室は、いずれの部屋も、机、椅子、書架、ロッカー等、必要な備品が整っている。また、各部屋の情報コンセントからインターネットにアクセスできる環境にあり、教育及び研究の効果的な実施に必要な設備及び機器は十分整備されている。【解釈指針10-1-1-5】

専任教員研究室は、会議テーブル及び折りたたみ椅子を備え、学生との面談にも利用しているが、独立した部屋であることから学生のプライバシーに問題が生じることはない。また、必要に応じて、法務研究科長室も面談スペースとして利用している。【解釈指針10-1-1-6】

#### （5）各施設の管理

香川大学における模擬法廷室及び円卓法廷室は、本法科大学院の専用施設である。愛媛大学における演習室1（模擬法廷教室）は共用であるが、演習室2及び演習室3は専用である。自習室は、本法科大学院の専用施設であり、自習室に配架している図書資料も含めて、本法科大学院が主体となって管理・運営している。

上記以外の教室・演習室は、香川大学の法学部及び大学院地域マネジメント研究科と共同で使用しているが、地域マネジメント研究科の授業は、夜間及び土曜日開講であるため、本法科大学院と教室等の使用時間帯が重なることはない。また、法学部等と共同使用する教室・演習室についても、学務第一係を通じて利用調整が図られており、授業等に支障なく使用できている。

法学資料室は、法学部との共同施設であり、法学部との共同の委員会を通じて管理・運営が行われている。研究交流棟内の教員研究室・法務研修生用の学習スペースも、共同利用形態であるが、関係他部局と協議・調整を図りながら利用しており、特段の支障は生じていない。

図書館（図書館内の研究室も含む）は、全学的な委員会である図書館会議により管理・運営が行われており、同会議に本法科大学院も委員を派遣しているため、本法科大学院における教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある。【解釈指針10-1-1-7】＜別添資料 図書館機構図（資料番号78）＞

## 2 特長及び課題等

### ＜特長＞

（1）本法科大学院は、専用の自習室を有しており、学生一人ひとりに専用のキャレルが割り当てられ、各キャレルには情報コンセントも備わっている。また、自習室は、1年中24時間使用でき、ネットワーク・プリンタ等日常の学習に必要な設備も整っている等、自習室を拠点として、勉学に専念できる環境が整備されている点は、本法科大学院の長所の一つである。

（2）図書館及び法学資料室等、法学関係の図書資料を所蔵する各施設が自習室と近接した位置にあり、また、学内LANにより、図書検索やデータベース利用の面において、自習室と図書館との有機的連携も図られ、学生が必要な図書資料に短時間で効率的にアクセスできる環境が整っている。

### ＜課題等＞

本法科大学院の学生から、自主勉強会等で利用できる演習室の増設、あるいは、自習室付近で食事がとれる部屋の設置といった要望が出されている。施設の増設要求には直ちに応えることは困難であるが、自主学習で利用できる施設については、法学部との調整を図りながら幸町南6号館の演習室につき空き時間の利用を認めることで対応を図っている。

## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 基準ごとの分析

#### 1 1 - 1 自己点検及び評価

##### 基準 1 1 - 1 - 1 : 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 1 1 - 1 - 1 に係る状況）

##### （1）全学制度の一環としての活動評価

全学制度の一環として、平成 19 年度から、教員活動評価実施要項に基づき、毎年度、教育・研究・社会貢献及び運営の領域にわたる教員の活動に対する総合評価を実施して、その結果を教育研究等の質の向上、活性化に役立てている。〈別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員活動評価実施要項（資料番号 79）〉

香川大学の教育研究活動等に関する自己点検・評価は平成 24 年 1 月に再編され、各部署は、各事業年度の業務の実績に係る自己点検・評価及び教育研究活動等の現況に係る自己点検・評価を、毎年度に実施することになった。本法科大学院は、この制度の一環として本年度 4 月～5 月に、平成 23 年度計画の実績報告、特記事項等からなる平成 23 事業年度の業務実績に係る自己点検・評価と、現況分析の分析項目及び質の向上に向けた取組、教育研究活動評価の年度計画実施状況及び各種取組状況等からなる教育研究活動等の現況に係る自己点検・評価を実施した。〈別添資料 香川大学における自己点検・評価指針（資料番号 80）〉〈別添資料 平成 23 事業年度の業務の実績及び教育研究活動等の現況に係る自己点検・評価実施要領（資料番号 81）〉

##### （2）本法科大学院独自の自己点検・評価実施

本法科大学院は、以上の全学制度の一環としての自己点検・評価とは別個の自己点検・評価を、従来から行ってきた。

設置当初から FD 研究会や臨時に設置した教育課程等検討委員会において、本法科大学院の教育の実施状況を点検・評価し、平成 19 年度から自己点検・評価委員会を組織して、独自の自己点検・評価を行い、その結果を公表している。

自己点検・評価委員会は、研究科長を委員長とし、副研究科長、各専門委員会の委員長等をもって組織している。【解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 2】《資料 1 1 - 1 - 1 - 1》

《資料 1 1 - 1 - 1 - 1》 自己点検・評価委員会の組織

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程



(自己点検・評価委員会)

第6条 本研究科の教育研究活動等の自己点検・評価を実施するために、自己点検・評価委員会を置く。

2 自己点検・評価委員会は、研究科長、副研究科長、教務・設備委員長、入試・広報委員長、FD・教育改善委員長、地域連携委員長及び法学部・経済学部事務課長をもって組織する。

3 自己点検・評価委員会は、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程に基づき、本研究科の自己点検・評価を実施する。

4 自己点検・評価委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

7 自己点検・評価委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

8 自己点検・評価委員会の事務は、法学部・経済学部事務課において処理する。

9 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(出典：香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程より)

自己点検・評価の項目、実施時期等は、連合法務研究科自己点検・評価規程に定めている。

平成21年度及び平成23年度に、この規程に基づき自己点検・評価を実施し公表した。その評価項目には、①教育課程の編成 ②成績評価の状況 ③入学者選抜の状況 ④学生の在籍状況 ⑤専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況 ⑥修了者の進路及び活動状況等を含む。【解釈指針11-1-1-1】《資料11-1-1-2》

《資料11-1-1-2》 自己点検・評価の項目、実施及び公表

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程

(自己点検・評価項目)

第2条 自己点検・評価は、次の事項について行う。

- (1) 本研究科の理念・目的及び基本組織
- (2) 教育内容・方法等
- (3) 学生の支援体制
- (4) 入学者選抜
- (5) 教員組織
- (6) 管理運営
- (7) 自己点検・評価
- (8) 施設・設備及び図書等
- (9) 研究活動の状況
- (10) 社会への貢献等

(自己点検・評価の実施及び公表)

第5条 自己点検・評価は、認証評価機関による法科大学院認証評価を受けた年度から2年目に当た

る年度及び4年目に当たる年度に実施する。

2 自己点検・評価の結果は、公表する。

(出典：香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程より)

### (3) 自己点検・評価結果に基づく改善

本法科大学院の自己点検・評価においては、教育活動等を改善するために、基準に関する状況とともに、改善すべき課題等を明らかにしている。また、自己点検・評価の結果については、全体FD研究会で検討し、教員全員が教育情報として共有化をはかりそれぞれの教育改善に活用することに努めている。

その上で、改善が必要と認められる事項については、研究科長が、速やかに運営会議に諮って、関係する専門委員会等又は個人に改善を指示し、指示を受けた専門委員会等又は個人は、指示された事項を速やかに改善することとしている。

平成21年度の自己点検・評価の結果に基づいてカリキュラムを改正して、平成22年度から基礎科目の民法及び行政法を各1科目増設し、基礎演習科目群及び総合演習科目群を創設した。また、高松市内への無料法律相談所の設置、コアカリキュラムの策定・実施に向けた取組み、広報活動の強化等を実施した。平成23年度の自己点検・評価の結果に関しては、集中講義数減少への努力、成績評価基準に関する教員の認識のいっそうの統一化、複数教員担当の授業における教員間の連携の強化等を進めている。【解釈指針 11-1-1-2】<別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程(資料番号82)第6条>《資料11-1-1-3》

《資料11-1-1-3》 自己点検・評価結果に基づく改善

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程

(自己点検・評価結果に基づく改善)

第6条 研究科長は、自己点検・評価の結果により必要と認められる教育活動等の改善事項について、速やかに運営会議に諮り、関係する専門委員会等又は個人に、改善を指示する。

2 前項において指示を受けた専門委員会等又は個人は、指示された事項を速やかに改善する。

(出典：香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程)

### 基準 11-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準11-1-2に係る状況)

自己点検・評価の結果についての外部者による検証は、連合法務研究科自己点検・評価規程に基づき、法科大学院の教育に関して広くかつ高い識見を有する大学関係者及び法律実務家を含む学外の有識者3人を委嘱して実施することとしている。《資料11-1-2-1》

《資料11-1-2-1》 外部評価に関する規定

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程

(外部評価)

第4条 自己点検・評価は、外部評価委員による検証を受けるものとする。ただし、認証評価機関による法科大学院認証評価を受けた後に最初に実施する自己点検・評価においては、この検証を受けないこととすることができる。

2 外部評価委員は、法科大学院の教育に関して、広くかつ高い識見を有する大学関係者及び法律実務家を含む学外の有識者とし、研究科長が委嘱する。

3 外部評価委員は、3人とする。

4 外部評価委員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 本研究科がまとめた自己点検・評価報告書の書面調査

(2) 自己点検・評価報告書に基づく事情聴取、授業観察、施設・設備の視察、学生インタビュー等の実地調査

(3) 前2号の調査結果の報告

(出典：香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程より)

平成23年8月に実施した本法科大学院の自己点検・評価について、法科大学院の長を経験した他大学の副学長と四国弁護士会連合会から推薦された弁護士2人を外部評価委員に委嘱し、10月及び11月に検証を受けた。《資料11-1-2-2》

《資料11-1-2-2》 外部評価委員名簿

岡 義博	弁護士（香川県弁護士会所属）
野々木 靖人	弁護士（徳島弁護士会所属）
三宅 孝之	国立大学法人島根大学理事・副学長

(出典：別添資料 自己点検評価書（平成23年8月3日）に関する外部評価意見書（資料番号83）より)

外部評価委員の検証結果は、自己点検・評価書の書面調査、授業見学及び学生・教員との面談等の実地調査を踏まえ、意見書として各委員から提出された。外部評価委員の意見書は、本法科大学院のHP（>FD・教育改善&自己点検・評価>自己点検・評価活動香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検評価書に関する外部評価意見書（平成23年12月7日））に掲載している。【解釈指針11-1-2-1】<別添資料自己点検評価書（平成23年8月3日）に関する外部評価意見書（資料番号83）>

11-2 情報の公表

**基準 1 1 - 2 - 1**

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

(1) 本法科大学院の教育活動等に関する重要事項は、毎年度、年次報告書の形式で本法科大学院の HP (>FD・教育改善&自己点検・評価>年次報告) で公表するとともに、修学案内や学生募集要項にもそれぞれ関係する事項を掲載し公表している。【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1】<別添資料 平成 24 年度修学案内(資料番号 1)><別添資料 平成 25 年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科(法科大学院)学生募集要項(資料番号 2)>

また、教員の教育上又は研究上の業績等を示す資料(HP>教員組織)及び社会貢献活動を示す資料(HP>情報公開・教員公募>香川大学・愛媛大学連合法務研究科専任教員の社会貢献活動(平成 23 年度))は、本法科大学院の HP に公表している。【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 2】<別添資料 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員組織(資料番号 58)><別添資料 香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員の社会貢献活動(平成 23 年度)(資料番号 84)>

(2) 自己点検及び評価の結果については、本法科大学院の HP で公表している(>FD・教育改善&自己点検・評価>自己点検・評価活動)。また、教育活動等についても、本法科大学院のパンフレット、学生募集要項等の印刷物の刊行、入試説明会や四国ロースクール後援会総会での報告等、広く社会に周知できるよう積極的に情報を公表している。<別添資料 平成 25 年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科(法科大学院)学生募集要項(資料番号 2)><別添資料 香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科パンフレット(2012)(資料番号 3)>

**基準 1 1 - 2 - 2**

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況)

(1) 香川大学の法人文書の保管期間は、「国立大学法人香川大学文書管理規則」第 13 条及び同規則の別表第 1 により、文書の類型ごとに 30 年、10 年、5 年、3 年と定められている。評価の基礎となる情報の多くは、10 年保管の文書に該当する。【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】<<資料 1 1 - 2 - 2 - 1>><別添資料 国立大学法人香川大学法人文書管理規則別表第 1(資料番号 85)>

<<資料 1 1 - 2 - 2 - 1>> 法人文書の保存期間

## 国立大学法人香川大学法人文書管理規則（抜粋）

第13条 文書管理者は、別表第1に基づき、基準を定めなければならない。

2 第11条第1号の保存期間の設定については、基準に従い、行うものとする。

3 基準及び前項の保存期間の設定においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた法人文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。

（出典：国立大学法人香川大学法人文書管理規則より）

（2）評価の基礎となる情報のうち、「修学案内」（シラバス等を含む。）その他の教務関係記録は、学務第一係及び教務・設備委員会委員が保管している。法科大学院で実施した試験の問題及び答案については、保管体制を教職員に周知徹底し、それらを各教員から集め、学務第一係で保管している。＜別添資料 法科大学院成績評価における順守・留意事項（資料番号6）＞

授業の予習復習レジュメは、TKCで電子情報として一括管理している。

（3）本法科大学院パンフレット、学生募集要項、入試等の実施要項、入試問題・答案、奨学金・授業料免除関係資料等は学務第一係に保管し、法科大学院設置認可申請書、教授会記録、自己点検・評価報告書、教職員の組織・雇用、財政、施設・設備に関する情報は総務係に保管し、図書に関する情報は図書館及び資料室に保管している。

法科大学院設置認可申請書や自己点検・評価報告書は、研究科長室にも保管し、授業評価アンケート結果、FD研究会記録等は研究科長室に保管している。【解釈指針11-2-1】

いずれの情報も、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管している。【解釈指針11-2-2-2】

## 2 特長及び課題等

### <特長>

（1）平成22年度には、教育改善のための香川大学運営特別経費により本法科大学院のHPを大幅に改修し、入試・教育関連の情報はもとより自己点検・評価報告書を含む情報を掲載し、情報公開の促進がなされた。

### <課題等>

（1）収集した教育活動等に関する情報及び評価の基礎となる情報を、FD・教育改善委員会等でより有効に活用し、教育活動の更なる向上を図る必要がある。